

第4章

正当化事由

1. ルールの概観

(1) ルールの概観

①概要

第II部総論で述べたとおり、WTO協定は、多角的貿易体制を維持・発展させるための原則として、最恵国待遇、内国民待遇、譲許税率を超えた関税賦課の禁止、数量制限の禁止を規定している。このように、WTO協定は、自由貿易体制の維持・発展を目指しているものの¹、加盟国による正当な国内政策の実施を縛るものではない²。

しかしながら、加盟国の規制権限に基づく政策を無制限に許容してしまうと、資源確保や環境保護等の政策目的を名目にした保護主義的措置が濫用されるおそれもある。そこで、WTO協定は、加盟国の規制権限の濫用を防止するため、貿易自由化の原則と国内の規制権限を調整する条項を置いている。GATT第20条(一般的例外)及び第21条(安全保障例外)はこの代表例であり、本章では両者を併せて「正当化事由」と呼ぶ。

②先例を読み解くポイント

GATT第20条は、人の健康の保護等、正当化事由となり得る政策を列挙する各号(a号からj号)と、これらの目的が濫用され、貿易の不当な障害にならないとする柱書の二つから成り立っている(2)①(a)参照)。

以下で詳述するとおり、GATT第20条に基づく正当化事由は多くのWTO紛争解決手続で主要論点とさ

れ、多数の先例が蓄積している。これら多数の先例を読み解くポイントは、以下の3点である。

第一に、政策目的と措置との関連性及び手段の相当性に着目した判断がされているという点である。GATT第20条a号、b号、d号の必要性基準、g号の関連性基準、j号の不可欠性基準、柱書のいずれにおいても、当該措置が政策目的から合理的に説明がつか、又はより望ましい措置がないかどうかという観点から検討が行われる。

第二に、正当化事由の検討は、措置の内容それ自体に照らして行われ、実際の貿易への影響の有無は考慮されていない点である(序論2. 基本的視点も参照)。これは、正当化事由の検討においては輸入品と国産品の競争関係に与える影響が重視されているところ、貿易量の変動は他の様々な要因にも起因するため、競争関係に与える影響の評価には適切ではないためである。

第三に、これまでの先例上、最終的に正当化事由に基づく抗弁が認められたケースはかなり限られる点である(次ページ以降の図表II-4-3、II-4-5、II-4-6、II-4-7、II-4-8、II-4-9参照)。このことは、少なくとも先例においては、各国が正当化の根拠として掲げた政策目的は何らかの協定整合性の問題があったと判断されたことを意味する。よって、仮に、我が国の産業界が外国政府の貿易制限的措置に直面した際、当該政府が何らかの政策目的を掲げて正当化しているとしても、先例にかんがみれば、協定不整合とされる可能性も高いと思われる。

¹ WTO設立協定前文参照。

² 例えば、国内での知的財産権侵害物品の流通・販売禁止を担保する目的で、税関が知的財産権侵害物品の水際取締を行う措置(関税法参照)。

(2) 法的規律の概要

① 一般的例外 (GATT 第 20 条・GATS 第 14 条)

(a) 機能及び条文構造

GATT 第 20 条は、公衆の道徳の保護 (a 号)、人、動物又は植物の生命又は健康の保護 (b 号)、税関手続・水際規制 (d 号)、有限天然資源の保全 (g 号) 等、様々な国内政策による措置を免責する条項である。GATT 第 20 条は GATT のすべての条項に適用可能であり、加盟国間の規制権限と他の加盟国の貿易自由化の利益を調整する機能を果たしている。なお、サービス貿易を規律する GATS 第 14 条にも GATT 第 20 条類似の条項があるが、両者の内容はおおむね同一であり、GATS 第 14 条に関する先例も少ないため、本章では GATT 第 20 条を中心に解説する。

GATT 第 20 条は、人の健康の保護等、正当化事由となり得る政策を列挙する各号 (a 号から j 号) と、これらの目的が濫用され、貿易の不当な障害になつてはならないとする柱書から成り立っている (図表 II - 4-1 参照)。

後述のとおり、各号の意義は、正当化の対象となる 10 の政策類型を列挙することであり、柱書の意義は、正当化事由の濫用を防止することにある。そして、各号では「措置それ自体」が検討され、柱書で「措置の適用方法」が検討されるという違いがある³。この違いは、WTO 紛争解決手続の履行方法に大きな影響を及ぼすため、実務上重要である。すなわち、各号の要件を満

たさず GATT 違反となつた措置については、措置国は問題となつた措置それ自体を見直す必要に迫られる一方で、柱書の要件を満たさず GATT 違反となつた措置については、基本的には措置国は規制内容を見直す必要はなく、措置の適用方法のみを見直せば足りる。

GATT 第 20 条の検討順序は、まず各号該当性を検討した後、次に柱書の非該当性を検討する順序が先例上確立している⁴。

GATT 第 20 条の立証責任は、原則として、当該措置を導入した加盟国 (WTO 紛争解決手続の被申立国。以下、単に「被申立国」という。) が負う⁵。この理由は、正当化事由により利益を受けるのは被申立国であるためである。

以上を整理すると、GATT のいずれかの条文に違反すると認定された措置について GATT 第 20 条に基づく正当化事由が認められるためには、被申立国は、当該措置が①各号のいずれかの政策類型に該当し、かつ②柱書の適用方法のいずれにも該当しないことを主張・立証する必要がある。逆に、WTO 紛争解決手続の申立国 (以下、単に「申立国」という。) は、被申立国への反論として、当該措置が①各号のいずれの政策類型にも該当しないこと、又は②柱書の適用方法のいずれかに該当することを主張することになるだろう (図表 II - 4-2 参照)。

以下、各号及び柱書の順に、具体的条文内容と過去の先例を整理する。(なお、GATT 第 3 条と第 20 条の関係については、第 II 部第 2 章を参照。)

³ 米国 - エビ事件 (DS56) 上級委員会報告書 para. 119

⁴ 米国 - ガソリン事件 (DS2) 上級委員会報告書 P22

⁵ 米国 - ガソリン事件 (DS2) 上級委員会報告書 P22~23

<図表 II-4-1>GATT 第 20 条の条文内容

<<各号>>

- (a) 公徳の保護のために必要な措置
- (b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
- (c) 金又は銀の輸入又は輸出に関する措置
- (d) GATT に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置
- (e) 刑務所労働の産品に関する措置
- (f) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国宝の保護のために執られる措置
- (g) 有限天然資源の保存に関する措置。ただし、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る
- (h) 政府間商品協定又は政府間商品協定のいずれかに基づく義務に従って執られる措置
- (i) 国内原料価格が政府の安定計画の一部として国際価格より低位に保たれている期間中、国内の加工業に対してその原料の不可欠の数量を確保するために必要な国内原料の輸出に制限を課する措置
- (j) 一般的に又は地方的に供給が不足している産品の獲得又は分配のために不可欠の措置。

<<柱書>>

- (1) 同様の条件の下にある諸国の間において恣意的⁶又は正当と認められない差別待遇の手段となる方法での適用
- (2) 国際貿易の偽装された貿易制限となるような方法での適用

(b) GATT 第 20 条各号**(i) 公衆の道徳の保護を目的とする場合 (a 号) ⁷****(ア) 条文構造及び先例**

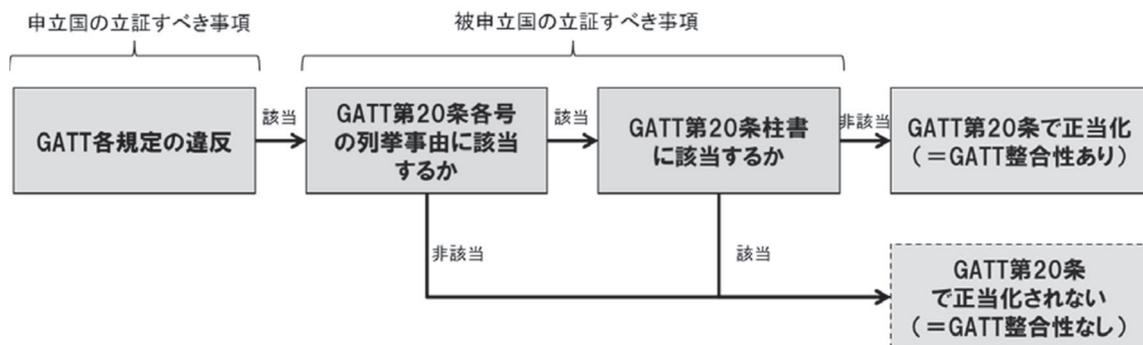
a 号は、「公徳 (public moral) の保護のために必要な措置」の正当化を認める条項である。典型的には、宗教上・倫理上の理由で麻薬やわいせつ物の輸入を禁止する措置等が該当する。例えば、イスラム圏の国々では、a 号を根拠に、豚肉や酒類等の輸出入が禁止されている⁸。a 号の要件を満たすた

めには、①当該措置の政策目的が「公徳の保護」であり、②当該措置が政策目的の達成に「必要な措置」である必要がある。

なお、GATS 第 14 条 a 号は、「公徳の保護」に加えて「公の秩序 (public order) の維持」を含み、また、「公の秩序」は「社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、適用する」との脚注をおいている。

a 号に関する先例は、図表 II - 4 - 3 参照。

<図表 II-4-2>GATT 第 20 条の判断枠組



⁶ arbitrary の公定訳は「任意の」であるが、「恣意的」が適切と思われる。GATS 第 14 条柱書参照。

⁷ 2017 年版不正貿易報告書コラム「正当化事由としての『公徳』・『公序』」参照。

⁸ サウジアラビアでは、コーラン、酒類、豚肉、賭博用機械 (加盟作業部会報告書 (WT/ACC/SAU/61 Annex F) の輸出入が禁止され、バングラデシュでは、国民の宗教感情を憤慨させる出版物、暴力・猥褻表現を含む出版物の輸出入が禁止されている (WT/TPR/S/168 P142)。

<図表 II-4-3>GATT 第 20 条 a 号に関する先例

事件番号	事件名 (判断主体)	保護すべき 「公徳」の内容 及び措置の態様	審理段階	協定解釈 (上段: パネル、下段: 上級委員会) *注: ○×評価は便宜的なもの					
				違反措置	a 号① (目的 の a 号 該当 性) ⁹	a 号② (措置 と目的 の関連 性) ¹⁰	a 号③ (必要 性) ¹¹	柱書 ¹²	結論
DS285	米国－賭博 サービスの 越境移動に 関する措置 (パネル・ 上級委)	組織犯罪を防止 する目的の越境 賭博の禁止措置 ¹³	パネル	GATS 第 16 条	○ (①②区別せ ず)		×	—	正当化 されな い
			上級委		○ (同上)		○	×	正当化 されな い
DS363	中国－著作 権物に係る 市場アクセ ス問題 (パネル・ 上級委)	有害表現を防止 する目的の出版 物等の検疫措置	パネル	中国加 盟議定 書第 5.1 条	○ (①②区別せ ず)		×	—	正当化 されな い
			上級委		○ (同上)		×	—	正当化 されな い
DS400 DS401	EC－アザラ シ製品の販 売禁止措置 (パネル・ 上級委)	アザラシの動物 福祉を確保する 狩猟方法の指定 措置	パネル	GATT 第 1.1 条、第 3.4 条	○ (①②区別せ ず)		○	×	正当化 されな い
			上級委		○ (同上)		○	×	正当化 されな い
DS461	コロンビア －繊維、衣 服、履物の 輸入に關す る措置 (パネル・ 上級委) ¹⁴	マネーロンダリ ングの原因とな る不法な安価輸 入の防止目的の 混合税方式によ る 関税賦課措置	パネル	GATT 第 2.1 (a) 及び (b) 条	○	×	×	×	正当化 されな い
			上級委		○	○	×	—	正当化 されな い

⁹ 以下、a 号①欄において、○は a 号上の規制目的に該当する旨、×は該当しない旨を示す。

¹⁰ 以下、a 号②欄において、○は a 号上の規制目的との関連性を有する旨、×は関連性を有しない旨を示す。①②を区別していないケースでは、○は a 号上の規制目的のためにとられた措置であることが認められた旨、×は認められなかった旨を示す。

¹¹ 以下、a 号③欄において、○は a 号上の規制目的のために必要な措置であると認められた旨、×は認められなかった旨を示す。

¹² 以下、柱書において、○は柱書上の「恣意的で不当な差別的適用」ないし「偽装された貿易制限的適用」に該当しない（正当化が認められる）旨、×は該当する（正当化が認められない）旨を示す。

¹³ 本ケースでは「公序」も主張されたが、パネルは、（主張されている目的のうち未成年者の使用防止は公徳、組織犯罪防止は公序、マネーロンダリング・詐欺防止は公徳・公序双方に該当しうる、と説明しつつも、）判断過程において公徳と公序を厳密に区別していない。

¹⁴ 本件の履行確認手続では GATT 第 20 条は争点とならなかった。

DS472 DS497	ブラジル—自動車に対するローカルコンテンツ要求 (パネル) 15	デジタル・ディバイド是正目的のデジタルテレビ用無線周波数信号送信機に関する国産品使用条件付き減税	パネル	GATT 第 3.2 条、第 3.4 条、TRIMS 第 2.1 条	○	○	×	—	正当化されない
DS476	EU—エネルギー産業に関する措置 (パネル)	事業者認証においてエネルギー供給安定目的 (公序) で外国事業者に追加的要件を課す措置	パネル	GATS 第 17 条	○	○	○	×	正当化されない
DS477 DS478	インドネシア—園芸作物、動物、動物製品の輸入に関する措置 (パネル) 16	ハラール遵守確保 (不適切な貯蔵・管理により輸入農産物のハラール状態が損なわれることの防止) 目的の貯蔵庫保有要件賦課措置、ハラールに関する消費者の誤認防止目的の用途・流通制限措置	パネル	GATT 第 11.1 条	○	×	×	×	正当化されない
DS543	米国—中国産品に対する関税措置	米国社会における盗難、横領及び不正競争等に関する善悪の基準に反する中国の技術移転等に関する政策等の抑止	パネル	GATT 第 I:1 条及び第 II 条	— (明示的判断なし)		×	—	正当化されない

出典：GATT/WTO 文書

15 本件の上級委員会手続では GATT 第 20 条は争点とならなかった。

16 本件の上級委員会手続では GATT 第 20 条 a 号は争点とならなかった。

17 諸文献において、「公德」に該当すると議論されている規制目的としては、酒類、有害出版物 (ポルノ等)、賭博、強制労働・児童労働、動物虐待、麻薬・覚醒剤、銃器、堕胎薬、反イスラム的出版物等に関する規制がある。また、「公序」は、文言上、「公德」も

(ひいてはその他の列挙事由すらも) 含有しうるキャッチオール規定と解される可能性を含んでいる。文献上、「公德」ではカバーされないが「公序」でカバーされる可能性がある規制目的として指摘されているものには、組織犯罪対策、安全対策、エッセンシャル・ファッション リティへのアクセス確保等がある。

18 米国 - 越境賭博事件 (DS285) パネル報告書 para. 6.465。公序に関し、EU - エネルギー産業に関する措置 (DS476) パネル報告書 para. 7.1153。

(イ) 政策目的

公德・公序は、概念上、人権や社会的規律・規範を広く含む。この点、先例上、公德・公序とは、支配的な社会的、文化的、倫理的及び宗教的価値を含む幅広い要素によって、時代や場所により異なる幅広い概念であるとされる¹⁷。また、各加盟国は、自国の領域内における公德・公序の定義及び適用に関し、加盟国自身のシステムや価値基準に従って、ある程度の裁量を有しているとされる¹⁸。

また、公德・公序は、産品そのものや産品の性質に起因する規制（銃器、ポルノ、麻薬等）に限らず、措置国外における産品の製造方法（processes and production methods）に起因する規制（児童労働・強制労働によって製造された産品等）が含まれる点も特徴的といえる。例えば、EU- アザラシケース（DS400、DS401）では、（他国における）アザラシの狩猟方法に関する規制措置につき、「アザラシの動物福祉に関する EU の公衆の関心（public concern）」が「公德」であると認定された¹⁹。

a 号は、自由貿易体制と多様な宗教的・倫理的・社会的な価値観のバランスをとるための重要な条項であり、また、特に GATT20 条・GATS14 条の正当化事由が限定列举と解され、現代の加盟国の正当な国内政策を必ずしも全てカバーできているわけではないことに鑑みると、幅広い概念を含有しうる「公德」・「公序」は、今後正当化事由として積極的に活用されていく可能性があり、他の列举事由に含まれない規制目的をカバーする実質的なキャッチオール規定となる可能性も指摘されている。今後、両概念の射程や同概念に基づく措置国の裁量の限界についても、さらに検討が必要となると思われる。

なお、公德・公序に基づく正当化について判断された全ての先例において、各申立国が、主張されている規制目的がそもそも「公德」・「公序」に該当するか否かについては争っていない。

これは、「公德」・「公序」概念の裁量性によ

るものとも考えることもできる。ただし、いずれの先例もその他の要件（目的と措置の関連性、GATT20 条(a)号・GATS14 条(a)号上の「必要性」要件、両条柱書）のいずれかにおいて、被申立国の主張を認めていないため、これまでに結論として「公德」・「公序」による正当化が認められたケースは存在しないことにも留意が必要である。

また、コロンビア-繊維等に関する輸入措置ケース（DS461）上級委員会判断以後、後記（ウ）の必要性要件を検討する前に、係争措置が主張されている規制目的のために設計（design）されたものか、すなわち、係争措置が主張されている規制目的と何らかの「関連性」を有しているかを検討する判断基準が定立されている。このような「関連性」は、措置が目的に全く資さないわけではない（not incapable）という関係性があれば認められるとされている。これは、公德・公序概念の射程の広さから、被申立国が、係争措置との関連性が疑わしい規制目的を挙げる場合がありうることも影響していると思われる²⁰。

(ウ) 措置の必要性

当該措置が a 号の政策目的に該当する場合、当該措置は政策目的の達成に「必要な」措置である場合に限り正当化が認められる。すなわち、措置の政策目的に照らして説明がつかない規制は正当化されない。また、必要性の判断は a 号、b 号及び d 号で同様の文言（necessary）が用いられていることから、先例上、各号の必要性は同一の基準で適用されている（(ii)（ウ）、(iii)（ウ）参照）。

WTO 以前の GATT 時代の先例では、必要性の判断は、「政策目的達成のためにより協定非整合性の少ない措置が存在しないこと」を指すと解されていた²¹。

もともと、このような「必要性」の立証は非常に困難であり、学説・実務上の強い批判があった。なぜなら、この基準の下では、被申立国には、「より貿易制限的でない他の選び得る手段が利用できないこと」を証明するという重い立証責任が課されたためである。

¹⁹ EC-アザラシケース パネル paras. 7.630-7.631

²⁰ ただし、必要性要件の検討前に目的との関連性を検討するアプローチは、DS461 上級委員会判断以後、同じく必要性要件を規定する b 号・d 号該当性判断でも用いられている。

²¹ タイ-紙巻タバコ事件報告書 para. 75

そこで、近時の先例では、必要性の判断は、様々な要素を比較考慮して決せられるプロセス（a process of weighing and balancing a series of factors）であるとされ、具体的には、①当該措置の政策目的の重要性（メリットの大きさ）、②当該措置の貿易制限的効果（デメリットの大きさ）、③政策目的の実現への当該措置の寄与（定量的又は定性的に実質的な貢献があることを示せばよい²²。また、寄与度についての前もって決まった閾値はない²³）、の三要素を総合考慮して行われる²⁴。①～③の相互関係については、輸入禁止のように貿易制限的効果が大きい場合には（②）、措置の実質的な寄与度が認定できなければ必要性要件を充たしたと判断しにくい（③）とされている²⁵が、基本的には①～③を個々に認定することになる。ここまでの判断で、まず、必要性の有無が暫定的に認定される。

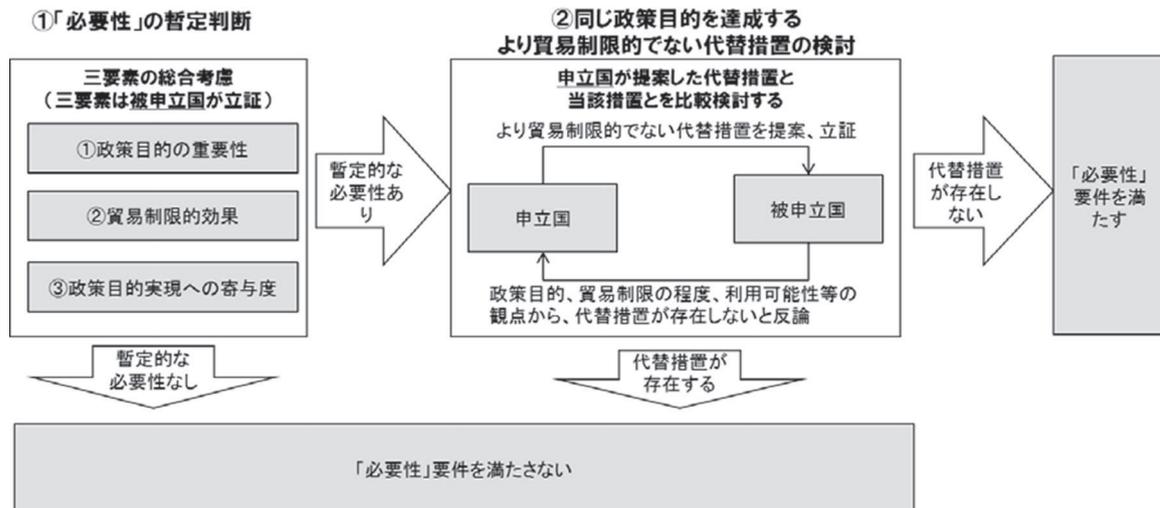
暫定的な必要性が認定された場合に、申立国から「争われている措置と同等の寄与度を達成する、より貿易制限的でない代替措置（Less Restrictive Alternative）」が提案された場合に

は、当該措置と代替措置の比較検討が行われ、暫定的に認定された必要性を再検証することになる²⁶。ここで申立国がかかる代替措置の存在を立証できなかった場合には必要性が確定し、争われている措置と同等の寄与度を達成する、より貿易制限的でない代替措置の存在が立証できた場合には必要性が否定される。なお、当該代替措置は、コストや技術的な観点から合理的に利用可能でなければならない²⁷。

また、より貿易制限的でない代替措置（候補）を指摘するのは、被申立国ではなく申立国であり、被申立国は、申立国が指摘した代替措置（候補）が同等の寄与度を期待できない、又は合理的に利用可能でないという点を立証すれば足りるとされていることも重要である。必要性を立証するのに、被申立国が自ら考えられる代替措置候補をすべて挙げて代替措置として不適格であることの主張を立証しなければならぬとすれば、必要性の立証を著しく困難にさせるためである²⁸。

以上の必要性の判断プロセスを整理すると、図表Ⅱ-4-4のとおりである。

＜図表Ⅱ-4-4＞必要性の判断プロセス



²² ブラジル-タイヤ事件 (DS322) 上級委員会報告書 para. 151

²³ EC-アザラシ事件 (DS400, 401) 上級委員会報告書 para. 5. 213.

²⁴ 韓国-冷凍牛肉事件 (DS161) 上級委員会報告書 para. 164、ブラジル-タイヤ事件 (DS332) 上級委員会報告書 paras. 108-119、中国-原材料事件 (DS394, 395, 398) パネル報告書 paras. 7. 478-7. 493

²⁵ EC-アザラシ事件 (DS400, 401) 上級委員会報告書 para. 5. 213. なおブラジル-タイヤ事件 (DS332) 上級委員会報告書 para. 150

²⁶ ブラジル-タイヤ事件 (DS332) 上級委員会報告書 para. 156

²⁷ 同上

²⁸ 同上

<a 号における必要性の判断の具体事例>

以下、中国一著作権物に係る市場アクセス問題事件 (DS363) を一例に、a 号における必要性の判断の具体事例を紹介する²⁹。

本事件では、公徳の保護を目的とした検閲を行うため、出版物や映画フィルムの輸入事業者を国有企業に限定した措置が争われた。パネルは、上記① (政策目的の重要性) については、公徳の保護は中国にとって重要な政策目的であり、中国国内においても公徳の保護のための高度な政策を実施している旨指摘した。上記② (貿易制限的効果) については、本措置の下では、国有企業以外の企業が中国市場に輸入することをアプリアリに制限しており、貿易制限性は高い旨指摘した。上記③ (政策目的実現への寄与度) については、中国政府は『民間企業は検閲に伴うコスト負担を嫌う』ことを理由に、輸入事業者を国有企業に限定することが正当化されるべきだと主張したが、国有企業も営利を追求する存在であり、この点私企業と何ら変わりがなく、合理的な主張ではないとされた。

パネルは、以上を総合考慮した結果、本件措置が公徳の保護に貢献する度合いは十分でないと判断し、暫定的な必要性も認められないと結論づけた。

公徳の保護目的と主張された措置が問題となった近時の事例として、2020年9月にパネル報告書が発出された米国一関税措置事件 (DS543) がある (第 I 部第 3 章の 2. (5) を参照)。

(ii) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護を目的とする場合 (b 号)

(ア) 条文構造及び先例

b 号は、「人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置」の正当化を認める条項であり、典型的には、衛生植物検疫措置をはじめとして (SPS 協定前文)、食品や製品の安全性確保を目的とする輸出入制限・国内規制や、環境規制の一部が b 号に該当し得る。

b 号の要件を満たすためには、a 号と同様、①当該措置の政策目的が「人、動物又は植物の生命又は健康の保護」であり、②当該措置が政策目的の達成に「必要な」措置である必要がある。

なお、GATS 第 14 条 b 号にも、本号と類似の条項がある。

b 号に関する先例は、図表 II - 4-5 参照。

<図表 II-4-5>GATT 第 20 条 b 号に関する先例

事件番号	事件名 (判断主体)	審理段階	協定解釈 (上段: パネル、下段: 上級委員会) *注: ○×評価は便宜的なもの					
			違反措置	b 号① (目的の b 号該当 性) ³⁰	b 号② (措置 と目的 の関連 性) ³¹	b 号③ (必要 性) ³²	柱書 ³³	結論
DS2	米国一ガソリン 規制 (パネル)	パ ネ ル	GATT 第 3.4 条	○ (①②区別せず)		×	—	正当化 されない
DS135	EC一アスベスト及 びその製品に係る 輸入禁止措置 (パネル・上級委)	パ ネ ル	GATT 第 3.4 条	○ (①②区別せず)		○	○	正当化 される
		委 上 級	違反措置 なし	—		—	—	—

²⁹ 中国一オーディオビジュアル事件 (DS363) パネル報告書 paras. 7.837-7.868

³⁰ 以下、b 号①欄において、○は b 号上の規制目的に該当する旨、×は該当しない旨を示す。

³¹ 以下、b 号②欄において、○は b 号上の規制目的との関連性を有する旨、×は関連性を有しない旨を示す。①②を区別していないケースでは、○は b 号上の規制目的のためにとられた措置であることが認められた旨、×は認められなかった旨を示す。

³² 以下、b 号③欄において、○は b 号上の規制目的のために必要な措置であると認められた旨、×は認められなかった旨を示す。

³³ 以下、柱書において、○は柱書上の「恣意的で不当な差別的適用」ないし「偽装された貿易制限的適用」に該当しない (正当化が認められる) 旨、×は該当する (正当化が認められない) 旨を示す。

DS246	EC—開発途上国に対する差別的措置 (パネル)	パネル	GATT 第11.1条	×	(①②区別せず)	×	×	正当化されない
DS332	ブラジル—再生タイヤの輸入に関する措置 (パネル・上級委)	パネル	GATT 第11.1条	○	(①②区別せず)	○	×	正当化されない
		上級委		○	(①②区別せず)	○	×	正当化されない ³⁴
DS394 DS395 DS398	中国—鉱物資源の輸出規制措置 (パネル)	パネル	GATT 第11.1条	×	(①②区別せず)	×	—	正当化されない
DS431 DS432 DS433	中国—レアアース、タングステン、モリブデンの輸出規制措置 (パネル) ³⁵	パネル	GATT 第11.1条	×	(①②区別せず)	×	—	正当化されない
DS472 DS497	ブラジル—自動車に対するローカルコンテンツ要求 (パネル) ³⁶	パネル	GATT 第3.2条、第3.4条、TRIMs 第2.1条	○	○	×	—	正当化されない
DS477 DS478	インドネシア—園芸作物、動物、動物製品の輸入に関する措置 (パネル) ³⁷	パネル	GATT 第11.1条	○	○	×	×	正当化されない
DS484	インドネシア—鶏肉、鶏製品の輸入に関する措置 (パネル)	パネル	GATT 第11.1条	○	○	×	—	正当化されない
DS583	トルコ—医薬品の製造・輸入・販売に関する措置	パネル	GATT 第3.4条、TRIMs 第2.1条	○	×	—	—	正当化されない
		上訴仲裁		—	×	—	—	正当化されない

出典：GATT/WTO 文書

³⁴ 上級委員会は、再生タイヤの輸入禁止措置については b 号の要件を満たすと判断し、同措置に付随する 2 つの措置 (①メルコスール仲裁判断による、メルコスール産再生タイヤに対する規制免除、及び②ブラジル裁判所による、輸入禁止法令の差止命令) に関してのみ、柱書の要件を満たさず正当化されなかった。

³⁵ 本件の上級委員会手続では GATT 第 20 条 b 号は争点とならなかった。

³⁶ 本件の上級委員会手続では GATT 第 20 条は争点とならなかった。

(イ) 政策目的

b 号の政策目的に関し、パネル及び上級委員会は、多くのケースにおいて被申立国が主張した政策目的が b 号に該当するという説明を受け入れてきた（図表 II - 4-5 参照）。

具体的には、「大気汚染の防止（米国 - ガソリン事件（DS2））」、「人体に有害なアスベスト及びそれを含む製品の輸入・流通等の禁止（EC - アスベスト事件（DS135））」、「マラリアやデング熱を媒介する蚊の繁殖の防止（ブラジル - タイヤ事件（DS332））」は b 号の政策目的に該当すると判断されている。

ただし、抽象的な「環境保護」を目的とする措置についてまで b 号でカバーされるわけではなく、被申立国は、当該措置が具体的に「人、動物又は植物の生命又は健康の保護」に該当することを立証しなければならない³⁸。

逆に、政策目的が b 号に該当するとは認められなかった事例としては、中国 - 原材料事件（DS394、395、398）が挙げられる。中国は、ボーキサイト等の輸出規制は輸出向けの需要減少をもたらし、ひいては国内の需要減少につながり、最終的には原材料採掘に伴う汚染減少に資するとして、GATT 第 20 条 b 号により正当化されると主張したが（なお、中国国内の採掘制限はなかった）³⁹、パネルは、「中国が提出した環境保護に関する多数の証拠は、本輸出規制が環境汚染防止に向けた取組みの一環であることを立証していない」として、中国の主張を退けた⁴⁰。資源採掘に伴う汚染減少を目的とした輸出制限が b 号の政策目的に該当するためには、少なくとも、国内の採掘制限は不可欠であったと思われる。

(ウ) 措置の必要性

b 号における必要性の判断は、a 号及び d 号と同一の基準で判断されている（(i) (ウ)、(iii) (ウ) 参照）。

<b 号における必要性の判断の具体事例>

- ①政策目的の重要性について、先例上、人の生命・健康の保護は、最も必須なもので重要な政策目的であり、動植物の生命・健康の保護についても同様に重要であると判断されている⁴¹。
- ②貿易制限の効果について、鉱物の輸出税及び輸出割当は輸出全面禁止には及ばないものの、強い貿易制限の効果をも有すると判断されている⁴²。
- ③政策目的達成への当該措置の寄与について、目的と手段の関連性（relationship of ends and means）が必要であるが、必ずしも定量的な証明が必要なわけではないと判断されている⁴³。

(iii) 税関手続、水際規制の場合（d 号）

(ア) 条文構造及び先例

d 号は、「GATT に反しない法令の遵守確保のために必要な措置」の正当化を認める条項であり、典型的には、知的財産権侵害品の輸入を国境で差し止める措置等が d 号に該当しうる。

d 号の要件を満たすためには、a 号、b 号と同様、①当該措置の政策目的が「GATT に反しない法令の遵守確保」であり、②当該措置が政策目的の達成に「必要な」措置である必要がある。

なお、GATS 第 14 条 c 号にも、本号と類似の条項がある。

d 号に関する先例は、図表 II - 4-6 参照。

³⁷ 本件の上級委員会手続では GATT 第 20 条 a 号は争点とならなかった。

³⁸ ブラジル - タイヤ事件（DS332）パネル報告書 para. 7.46

³⁹ 中国 - 原材料事件（DS394、395、398）パネル報告書 para. 7.494

⁴⁰ 中国 - 原材料事件（DS394、395、398）パネル報告書 paras. 7.501-516

⁴¹ ブラジル - タイヤ事件（DS332）パネル報告書 paras. 7.108-7.112

⁴² 中国 - 原材料事件（DS394、395、398）パネル報告書 paras. 7.558-7.563

⁴³ ブラジル - タイヤ事件（DS332）パネル報告書 paras. 7.115-7.119

＜図表 II-4-6＞GATT 第 20 条 d 号に関する先例

事件番号	事件名 (判断主体)	遵守確保の対象となる法令	審理段階	協定解釈 (上段: パネル、下段: 上級委員会) *注: ○×評価は便宜的なもの					
				違反措置	d 号① (目的のd 号該当 性) ⁴⁴	d 号② (措置 と目的 の関連 性) ⁴⁵	d 号③ (必要 性) ⁴⁶	柱書 ⁴⁷	結論
DS2	米国ーガソリン規制 (パネル)	ガソリン品質 規制 (GATT 違反 とされた措置 自身)	パ ネ ル	GATT 第 3.4 条	×		—	—	正当化 されな い
DS31	カナダー雑誌に係る措置 (パネル)	カナダ雑誌に 対する優遇税 制	パ ネ ル	GATT 第11.1 条	×		—	—	正当化 されな い
DS155	アルゼンチンー牛革輸 出及び加工 済み皮革の 輸入に係る 措置 (パネル)	付 加価値税 法、法人税法	パ ネ ル	GATT 第 3.2 条	○		○	×	正当化 されな い
DS161	韓国ー生 鮮・チル ド・冷凍牛 肉の輸入に 係る措置 (パネル・ 上級委)	牛肉の原産地 表示の偽装防 止を目的とす る不正競争防 止法	パ ネ ル	GATT 第 3.4 条	○		×	—	正当化 されな い
			上 級 委		○		×	—	正当化 されな い

⁴⁴ 以下、d 号①欄において、○は d 号上の規制目的に該当する旨、×は該当しない旨を示す。

⁴⁵ 以下、d 号②欄において、○は d 号上の規制目的との関連性を有する旨、×は関連性を有しない旨を示す。①②を区別していないケースでは、○は d 号上の規制目的のためにとられた措置であることが認められた旨、×は認められなかった旨を示す。

⁴⁶ 以下、d 号③欄において、○は b 号上の規制目的のために必要な措置であると認められた旨、×は認められなかった旨を示す。

⁴⁷ 以下、柱書において、○は柱書上の「恣意的で不当な差別的適用」ないし「偽装された貿易制限的適用」に該当しない (正当化が認められる) 旨、×は該当する (正当化が認められない) 旨を示す。

事件番号	事件名 (判断主体)	遵守確保の対象となる法令	審理段階	協定解釈 (上段: パネル、下段: 上級委員会) *注: ○×評価は便宜的なもの					
				違反措置	d 号① (目的のd 号該当 性) 44	d 号② (措置 と目的 の関連 性) 45	d 号③ (必要 性) 46	柱書 47	結論
DS174 DS290	EC－農産品 と食糧に関 する商標と 地域的表示 の保護 (パネル)	商標保護等を 目的とする知 的財産法	パ ネ ル	GATT 第 3.4 条	×		×	－	正 当 化 されな い
DS285	米国－賭博 サービスの 越境移動に 関する措置 (パネル)	違法組織犯罪 防止法	パ ネ ル	GATS 第 16 条	○		×	×	正 当 化 されな い
DS302	ドミニカー 紙巻きタバ コの輸入及 び国内販売 に関する措 置 (パネル・ 上級委)	税収確保を目 的とする印紙 税法	パ ネ ル	GATT 第 3.4 条	○		×	－	正 当 化 されな い
			上 級 委		○		×	－	正 当 化 されな い
DS308	メキシコー ソフトドリ ンク及びそ の他の飲料 に係る税制 措置 (パネル・ 上級委)	他国(米国)の 国際協定上の 義務	パ ネ ル	GATT 第 3.2 条 第 3.4 条	×		－	－	正 当 化 されな い
			上 級 委		×		－	－	正 当 化 されな い
DS332	ブラジル－ 再生タイヤ の輸入に関 する措置 (パネル)	罰 金 制 度 (GATT 違反 とされた措置 自身)	パ ネ ル	GATT 第11.1 条	×		－	－	正 当 化 されな い

事件番号	事件名 (判断主体)	遵守確保の対象となる法令	審理段階	協定解釈(上段:パネル、下段:上級委員会) *注:○×評価は便宜的なもの					
				違反措置	d号① (目的の d号該当 性) ⁴⁴	d号② (措置 と目的 の関連 性) ⁴⁵	d号③ (必要 性) ⁴⁶	柱書 ⁴⁷	結論
DS339	中国—自動車部品に関する措置 (パネル)	自動車の譲許表	パネル	GATT 第3.4 条	×		×	—	正当化 されない
DS343 DS345	米国—タイ産エビへの措置 (パネル・ 上級委)	アンチダンピング税・補助金相殺措置を徴収する法令	パネル	GATT 第2.1 条b	○		×	—	正当化 されない
			上級委	第10.3 条a 第11.1 条	○		×	—	正当化 されない
DS366	コロンビア—入港規制 (パネル)	マネーロンダリングを防止するための関税法	パネル	GATT 第5.2 条	○		×	—	正当化 されない
DS371	タイ—フィリピン産のタバコに対する税関に於ける措置 (パネル・ 上級委) ⁴⁸	徴税の実効性担保のための付加価値税法	パネル	GATT 第3.4 条	×		—	—	正当化 されない
			上級委		×		×	—	正当化 されない
DS453	アルゼンチン—物品・サービス貿易に関する措置 (パネル・ 上級委)	法人税の脱税防止のための租税法令・刑事法令	パネル	GATS 第2.1 条	○		○	×	正当化 されない
			上級委	第16 条 第17 条	○		○	— ⁴⁹	正当化 されない
DS456	インド—太陽電池及び太陽電池モ	環境上持続可能な成長を確保すべき義務	パネル	GATT 第3.4 条	×		×	—	正当化 されない

⁴⁸ 本件履行確認手続では、パネルは、関税評価協定違反を認定したうえで、同協定違反はGATT第20条で正当化されない旨判示し、同条a又はd号に該当する旨の主張については判断しなかった。

⁴⁹ GATT第20条柱書に関するパネル判断については、いずれの当事国も上級委員会では争わなかった。

事件番号	事件名 (判断主体)	遵守確保の対象となる法令	審理段階	協定解釈 (上段: パネル、下段: 上級委員会) *注: ○×評価は便宜的なもの					
				違反措置	d 号① (目的のd 号該当 性) 44	d 号② (措置 と目的 の関連 性) 45	d 号③ (必要 性) 46	柱書 47	結論
	ジュールに関する措置 (パネル・上級委)	を定める法令 及び条約	上級委	TRIMs 第 2.1 条	×		—	—	正当化 されない
DS461	コロンビア —繊維等の 輸入規制 (パネル・ 上級委) 50	反マネーロン ダリング法令	パネル	GATT 第 2.1 条 (a)	○	×	×	×	正当化 されない
			上級委	及び (b)	○	○	×	×	正当化 されない
DS477 DS478	インドネシア—園芸作物、動物、動物製品の入りに関する措置 (パネル) 51	税関・検疫関 連、食糧安全	パネル	GATT 第 11.1 条	× (WTO 整合的な法令に含まれる具体的な規律・義務・要件が特定されていない)		×	×	正当化 されない
DS484	インドネシア—鶏肉、鶏製品の輸入に関する措置 (パネル)	① ハラル規制、②消費者誤認防止規制、③ハラル・公衆衛生・消費者誤認防止・税関等関連の国内法令を遵守できるような人材配置のため	パネル	GATT 第 11.1 条	○	×	×	—	正当化 されない

DS583	トルコ医薬品の製造・輸入・販売に関する措置	アクセス可能、効果的かつ財政的に持続可能な医療サービスを確保するという国内法上の義務への適合のため	パネル	GATT第3.4条、TRIMs第2.1条	—	× (b号の目的のために採られた措置と認められないことから、トルコの主張を認める余地はない)	—	—	正当化されない
			仲上裁 訴		—	×	—	—	正当化されない
DS592	インドネシア一ニッケル鉱石輸出関連措置	持続可能な鉱業や鉱物資源管理に関連する国内法令の遵守を確保するため	パネル	GATT第11.1条	○ (一部)	○	×	—	正当化されない

出典：GATT/WTO 文書

(イ) 政策目的

d 号の政策目的は、当該措置が GATT に反しない法令の遵守の確保のための措置である必要がある。

先例では、被申立国があたかも一般条項として d

号を援用したことも多いが、a 号や b 号と比べ、政策目的の要件を満たさないと判断されたケースも多い点が注目される（図表 II - 4-6 参照）。以下、先例で示された d 号の解釈を説明する。

⁵⁰ 本件の上級委員会手続では GATT 第 20 条は争点とならなかった。

⁵¹ 本件の上級委員会手続では GATT 第 20 条 d 号は争点とならなかった。

まず、「法令」については、国際協定は含まれず、国内法令のみを指すと解されている。国際協定である NAFTA 上の義務を遵守するために採られた措置が d 号で正当化されるかが争われたメキシコ - ソフトドリンク事件 (DS308) において、上級委員会は、① 法令の文言から国際協定は想起できないこと、② d 号に列挙された法令 (税関行政に関する法令、知的財産法等) は典型的な国内法令であること、③ GATT 第 20 条 h 号が明示的に国際協定に言及していること等を根拠に、d 号の「法令」は国内法令のみが対象となると判断した⁵²。ただし、国際合意に起因する規則で、加盟国の国内法的システムに取り込まれたものや、当該加盟国の法的システムにおいて直接的効果を持つものは、d 号の「法令」に含まれる⁶⁷。

また、インド - 太陽光パネル事件 (DS456) で上級委員会は、d 号上の「法令」は、遵守の有無が問題となるものである必要があり、また、被申立国が d 号上の「法令」を特定したというためには、以下の要素を含むすべての特徴を考慮する必要があると判示した：① 当該法的文書 (instrument) の規範性の程度、措置国の国内の法的システムにおいて行為規範として機能する程度、② 関連する規律の特定性 (specificity) の程度、③ 規律が (たとえば裁判所が適用できる法律として) 法的に執行可能か、④ 措置国の国内の法的システム上必要な権限を有する当局によって採用・認識されているか、⑤ 措置国の国内の法的システムにおける、当該規律を含む法的文書の形式やタイトル、⑥ 当該規律に伴う懲罰・制裁⁸。

また、文言上、遵守を確保すべき法令は GATT に整合している必要があることは明らかであり、先例も同旨を述べる⁵³。EC - 地理的表示事件 (DS174) やブラジル - タイヤ事件 (DS332) 等においては、遵守を確保すべき法令自体が GATT 違反とされたため、正当化が認められなかった。

「遵守の確保」については、当該措置が遵守を確保するようにデザイン (designed to) されたもので

ある必要がある⁵⁴。すなわち、遵守の確保という目的に照らして説明のつかない措置は「遵守の確保」をするための措置ではない。もっとも、この履行水準は被申立国が決定することができることとされ、例えば、強制力がなく不履行の可能性がある措置でも差支えない⁵⁵。

なお、「法令の」遵守を確保するための措置というためには、法令の「目的」を達成するための措置というだけでは足りず⁹、法令上の義務を執行することを指す¹⁰。また、法令上の規律・義務・要件が具体的であるほど、なぜ協定不整合な措置が当該法令の遵守を確保できるかが説明しやすい¹¹。

(ウ) 措置の必要性

d 号における必要性の判断は、a 号及び b 号と同一の基準で判断されている ((i) (ウ)、(ii) (ウ) 参照)

< d 号における必要性の判断の具体事例 >

以下、ドミニカ - 紙巻タバコ事件 (DS302) を一例に、d 号の必要性の判断の具体事例を紹介する。

本事件では、紙巻タバコの密輸及び脱税防止のた

⁷ メキシコ - ソフトドリンク事件 (DS308) 上級委員会報告書 para. 79、インド - 太陽光パネル (DS456) 上級委員会報告書 para. 5. 140

⁸ インド - 太陽光パネル (DS456) 上級委員会報告書 paras. 5. 108, 5. 113

⁹ EEC - 部品等 GATT パネル報告書 (1990) paras. 5. 16-5. 17

¹⁰ コロンビア - 入港規制 (DS366) パネル報告書 para. 7. 538、コロンビア - 繊維等の輸入規制 (DS461) パネル報告書 paras. 7. 482-7. 483

¹¹ アルゼンチン - 金融サービス (DS453) para. 6. 203、インド - 太陽光パネル (DS456) 上級委員会報告書 para. 5. 110.

め、ドミニカ国外での印紙税貼付を禁止し、ドミニカ国内で税務当局検査官の監督下で個別包装への印紙貼付を義務付けるという措置が争われた。パネルは、①政策目的の重要性について、税収確保は国家、特にドミニカのような発展途上国には最も重要な利益であると判断した。②貿易制限的効果について、当該措置によってもなお輸出は可能であり、また、ホンジュラス（申立国）のドミニカ向け紙巻タバコ輸出は増加を続けていることから、強い貿易制限的効果は認められないと判断した。③政策目的達成への当該措置の寄与について、当該措置は、印紙税紙の偽造や紙巻タバコの密輸入・脱税を防止せず、むしろ警察取締がより重要な役割を果たすと判断し、結論として暫定的な必要性が認定された⁵⁶。

より貿易制限的でない代替措置に関し、ホンジュラスは外国生産者に対しても輸入前の生産過程で印紙貼付を認め、船積前検査・認証で履行を確

保するという制度を主張・立証したが、ドミニカは、当該代替措置では同等の執行水準を達成できないことを反論しなかった⁵⁷。結論として必要性要件は満たされなかった。

(iv) 有限天然資源の保全を目的とする場合(g号)

(ア) 条文構造及び先例

g号は、有限天然資源の保全に関する措置の正当化を認める条項であり、先例では、国内の資源保全を目的とした石油や鉱物の生産・消費制限等が争われてきた。

g号の要件を満たすためには、①当該措置の政策目的が「有限天然資源の保存」であり、当該措置が②有限天然資源の保存に「関する」措置であり、③国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される必要がある。

g号に関する先例は、図表II-4-7参照。

⁵² メキシコ - ソフトドリンク事件 (DS308) 上級委員会報告書 paras. 69-80

⁵³ EC - 地理的表示事件 (DS174) パネル報告書 para. 446

⁵⁴ 韓国 - 冷凍牛肉事件 (DS161) 上級委員会報告書 paras. 157-158

⁵⁵ メキシコ - ソフトドリンク事件 (DS308) 上級委員会報告書 para. 74

⁵⁶ ドミニカ - 紙巻タバコ事件 (DS302) パネル報告書 paras. 212-226

⁵⁷ ドミニカ - 紙巻タバコ事件 (DS302) パネル報告書 paras. 227-232

<図表 II-4-7>GATT 第 20 条 g 号に関する先例

事件番号	事件名 (判断主体)	審理段階	協定解釈 (上段: パネル、下段: 上級委員会)					
			違反措置	g 号① (政策目的) ⁵⁸	g 号② (関連性) ⁵⁹	g 号③ (国内規制との均衡性) ⁶⁰	柱書 ⁶¹	結論
DS2	米国— ガソリン規制 (パネル)	パネル	GATT 第 3.4 条	○	×	—	—	正当化されない
		上級委		○	○	○	×	正当化されない
DS58	米国— エビ保護海ガメ法 (パネル・上級委)	パネル	GATT 第 11.1 条	—	—	—	× ⁶²	正当化されない
		上級委		○	○	○	×	正当化されない
	パネル	○		○	○	○	正当化される	
	上級委	○		○	○	○	正当化される	

⁵⁸ 以下、g 号①欄において、○は g 号上の規制目的に該当する旨、×は該当しない旨を示す。

⁵⁹ 以下、g 号②欄において、○は g 号上の規制目的と関連性を有する措置であると認められた旨、×は認められなかった旨を示す。

⁶⁰ 以下、g 号③欄において、○は g 号上の国内措置との均衡性要件を充足すると認められた旨、×は認められなかった旨を示す。

⁶¹ 以下、柱書において、○は柱書上の「恣意的で不当な差別的適用」ないし「偽装された貿易制限的適用」に該当しない (正当化が認められる) 旨、×は該当する (正当化が認められない) 旨を示す。

⁶² パネルは g 号に先立ち柱書を検討したが、措置の適用方法を分析する柱書の検討は、各号で措置それ自体を検討した後に行うべきことを根拠に、本アプローチは上級委員会によって明確に否定された ((2) ① (a) 参照)。

事件番号	事件名 (判断主体)	審理段階	協定解釈 (上段: パネル、下段: 上級委員会)					結論
			違反措置	g 号① (政策目的) ⁵⁸	g 号② (関連性) ⁵⁹	g 号③ (国内規制との均衡性) ⁶⁰	柱書 ⁶¹	
DS381	米国—マグロ、マグロ製品の輸入、売買及び販売に関する措置 (履行確認) ⁶³ (パネル・上級委)	パネル	GATT 第1.1条、第3.4条	○	○	○	一部○ ※下記(2)参照	(一部)正当化される
		上級委		—	—	—	× ※下記(2)参照	正当化されない
	パネル	○ (当事国間で争いなし)			○	正当化される		
	上級委	—		—	—	○	正当化される	
DS394 DS395 DS398	中国—鉱物資源の輸出規制制度 (パネル・上級委)	パネル	GATT 第11.1条	○	×	×	—	正当化されない
		上級委		○	×	×	—	正当化されない
DS431 DS432 DS433	中国—レアアース、タンゲステン、モリブデンの輸出規制措置 (パネル・上級委)	パネル	GATT 第11.1条	×	×	×	×	正当化されない
		上級委		×	×	×	×	正当化されない

⁶³ 本件原審では TBT 協定違反のみが争点だったため、GATT 第 20 条は争点とならなかった。

事件番号	事件名 (判断主体)	審理段階	協定解釈 (上段: パネル、下段: 上級委員会)					結論
			違反措置	g 号① (政策目的) ⁵⁸	g 号② (関連性) ⁵⁹	g 号③ (国内規制との均衡性) ⁶⁰	柱書 ⁶¹	
DS472 DS497	ブラジル—自動車に対するローカルコンテント要求 (パネル) ⁶⁴	パネル	GATT 第 3.2 条、 第 3.4 条、 TRIMs 第 2.1 条	○	×	×	—	正 化 さ れ な い

出典: GATT/WTO 文書

(イ) 政策目的

g 号の政策目的は、当該措置が「有限天然資源の保存」のためのものである必要がある。

先例上、「有限天然資源」は広く解されており、鉱物又は非生物天然資源（石炭・石油・天然ガス等）の他、「清浄な空気」等の環境資源も含まれる（米国 - ガソリン事件 (DS2)）。

さらに、生物資源も有限天然資源に含まれる。米国 - エビ事件 (DS56) の上級委員会は、他の環境保護条約・宣言においても、天然資源には生物・非生物双方の資源が含まれること、ウミガメがワシントン条約において絶滅危惧種として掲載されていること等を根拠に、生物資源であるウミガメも有限天然資源に含まれると結論付け、GATT を現在の文脈に即して進化的に (evolutionary) に解釈した⁶⁵。

また、措置国の域外の有限天然資源を保護する措置が g 号で正当化されるか否かという論点についても、米国 - エビ事件 (DS56) が参考になる。同事件においては、米国の措置が米国外の環境を保護するための措置であるか否かという論点が提起されたが、ウミガメが高度の回遊性を有する動物であり、回遊範囲が米国の領海にまたがっていることを根拠に、ウミガメと米国との間には十分な連結 (sufficient nexus) があるとして「有限天然資源」に該当すると判断された⁶⁶。同事件は域外の有限天然資源と措置国との間に十分な連結があったと認

められた事例であったが、それがいない場合に措置国が域外の有限天然資源を保存する措置がとれるかどうかはまだ明らかではない。同様の議論は、b 号の文脈で、措置国が域外の人、動物又は生命又は健康の保護を目的とする措置をとれるかどうかという点にも当てはまる。

また、「保存」の解釈に関連して、中国 - レアアース等事件 (DS431、432、433) のパネル報告書は、「保存」の解釈においては経済成長も考慮され得るが、一度採掘して市場で取引されるに至った鉱物資源の国内外の配分をコントロールする権利までは WTO 協定上認められないとしたことが着目される。これは、将来世代の利用のために資源を取引の対象とせずに「保存」しておくことは是認されるが、国内の産業を優先するような形で資源を分配することまでは「保存」とはいえないとしたものである。

(ウ) 措置と目的の関連性

当該措置が g 号の政策目的に該当する場合、当該措置は有限天然資源の保存に「関する」措置である必要がある。g 号の関連性は、a 号、b 号、g 号の必要性と異なる基準ではあるが、少なくとも、措置の政策的に照らして説明がつかない措置が正当化されないという意味では、両基準の判断枠組は共通する (i) (ウ) 参照)。

⁶⁴ 本件の上級委員会手続では GATT 第 20 条は争点とならなかった。

⁶⁵ 米国 - エビ事件 (DS56) 上級委員会報告書 paras. 128-131

⁶⁶ 米国 - エビ事件 (DS56) 上級委員会報告書 para. 133

先例上、この要件は、「措置の目的と、措置の構造及びデザインとの間に、密接かつ真正な目的・手段の関係があること（close and genuine relationship）」と具体化されている⁶⁷。すなわち、措置の構造等が措置の目的に照らして説明がつかない措置は、正当化されない。

<g 号における関連性の判断の事例紹介>

米国 - エビ事件（DS56）では、措置の構造及びデザインに照らすと、適用範囲が政策目的に照らして比例性を欠いて（disproportionately）広範でないこと等を根拠に、関連性が肯定された（目的と適用範囲の比例原則）⁶⁸。

中国 - 原材料事件（DS394、395、398）において、国内の資源を保全するには、輸出規制ではなく中国国内の採掘規制の方が目的達成のために有効であると思われるが、実際には中国国内の採掘規制は行われていないこと、また、鉱物の採掘量が措置導入後むしろ増加していることなどを根拠に、関連性が否定された⁶⁹。

(エ) 国内規制との均衡性

最後に、「当該措置は国内の生産又は消費に対する制限と関連して」実施されなければならない。先例上、この要件は、有限天然資源の保存に資するような形で（operate so as to conserve an exhaustible natural resource）、当該措置が国内の生産又は消費と同時に実施される（must be applied jointly, work together with）ことと具体化されている⁷⁰。

また、国内の消費に対する制限と関連して実施される場合には、規制の程度について、輸入品と国産品を同一に扱うことまでは求められないが、公平に扱うこと（even-handedness）が求められる⁷¹。

中国 - レアアース等事件（DS431、432、433）のパネル報告書は、ここで求められる均衡とは、規制上・構造的な意味での均衡（regulatory or structural balance）であり、実際上の効果（effect）で決まるものではないとした。その上で、輸出規制は海外のユーザーにだけかかる構造上の負担であることを

問題視した。上級委員会は、公平に扱うこと（even-handedness）が、20 条(g)号で条文上明記された要件に追加して検討されるべき基準であるというパネルの判断については誤りであると判断したが、規制上・構造的な意味での均衡を見るという、パネルの示した考え方そのものは支持し、結論として、20 条(g)号によって当該措置が正当化されないという結論を支持した。

(v) 一般的又は地方的に供給が不足している製品の獲得又は分配のために不可欠な措置（j 号）

(ア) 条文構造及び先例

j 号は、国産品・地元産品の供給が不足している製品を獲得・分配するために不可欠な措置について正当化を認める規定である。

条文上、j 号に基づく正当化が認められるためには、①措置の政策目的が「一般的に又は地方的に供給が不足している製品」を「獲得・分配」することであること、②措置が当該目的のために「不可欠」であること、③措置の内容が、全加盟国が当該製品の国際的供給について衡平なシェアを受ける権利を有するという原則に合致していること、④当該製品の供給不足が解消すればただちに措置を終止すること、が必要である。

第 20 条各号のうち目的と措置の関連性として不可欠性を求めるのは j 号のみであること、③・④の条件が課されていること、また、条文上本号の必要性について見直しが予定されていることから、j 号に基づく正当化が認められる場面は相当程度限定的であることが前提とされていると思われる。

本条に関しては長年先例がなかったが、近年、太陽電池等のローカルコンテンツ要求や天然ガスの輸入制限措置に関して、エネルギー供給の安定性確保（特定のまたは国外の供給源に依存しない状況を確保し、将来の供給不足に備える）ために不可欠な措置であるとして j 号に基づく正当化が主張・判断される事案が生じている。しかし、現時点では j 号該当性が認められた事例はない。

⁶⁷ 米国 - エビ事件（DS56）上級委員会報告書 paras. 137-142、中国 - 原材料事件（DS394、395、398）上級委員会報告書 para. 355

⁶⁸ 米国 - エビ事件（DS56）上級委員会報告書 para. 141

⁶⁹ 中国 - 原材料事件（DS394、395、398）パネル報告書 paras. 7-416-435

⁷⁰ 中国 - 原材料事件（DS394、395、398）上級委員会報告書 paras. 353-361

⁷¹ 米国 - ガソリン事件（DS2）上級委員会報告書 P21

j 号に関する先例は、図表 II - 4-8参照。

(イ) 政策目的

インドー太陽電池等 (DS456) において、「供給不足」要件は、①供給源が国内であるか国外であるかを問わず、需要を満たす供給量が用意できない状態を指し、国内の生産能力が不十分である（輸入に依存している）というだけでは該当しないこと、また、②現時点で供給不足ではないが将来供給不足に陥るリスクがある場合でも該当するのは、当該リスクが切迫している (imminent) とときに限られることが判示されている。また、EU-エネルギー産業規制 (DS476) パネルも、将来供給不足になるおそれがあるというだけでは足りず、現在供給不足に陥っていることが必要であると判示した。

(ウ) 措置の目的に対する不可欠性

j 号上の「不可欠性」は、文言上、「関連性」(g 号) や「必要性」(a, b, d 号) より密接な関連性を求めるものと解される。この点、インドー太陽光

モジュール (DS456) パネル判断は、インドが同趣旨の理由付けにより d 号及び j 号を併せて主張していたところ、d 号の必要性要件を充足しない措置は、j 号の不可欠性要件も充足しない、と判示している。本号の分析枠組に関しては、同ケース上級委員会判断は、①GATT 第 20 条 d 号上の「d 号上の目的のために設計された措置か」及び「d 号上の目的のために必要か」という両要素に関する分析枠組が、j 号上の分析においても準用される、②「設計」要素として、措置が規制目的の達成をできない

(incapable of) ことが確認できる場合は、必要性・不可欠性要件を検討する必要はない、③d 号上の必要性要件における衡量プロセス (目的の重要度、目的貢献度、貿易制限度、代替措置の検討を含むプロセス) は j 号上の不可欠性要件の分析にも関連する、と判示した。

(エ) その他の条件

上記③及び④の条件については、これまで判断された事例がない

<図表 II-4-8> GATT 第 20 条 j 号に関する先例

事件番号	事件名 (判断主体)	審理段階	協定解釈 (上段: パネル、下段: 上級委員会)					結論
			違反措置	j 号① (政策目的) ⁷²	j 号② (不可欠性) ⁷³	j 号③ (シェア 衡平性、供給 不足解消に伴 う終止) ⁷⁴	柱書 ⁷⁵	
DS456	インドー太陽電池及び太陽電池モジュールに関する措	パネル	GATT 第 3.4 条、TRIMs 第 2.1 条	×	×	—	—	正当化されない

⁷² 以下、j 号①欄において、○は j 号上の規制目的に該当する旨、×は該当しない旨を示す。

⁷³ 以下、j 号②欄において、○は j 号上の規制目的と関連性を有する措置であると認められた旨、×は認められなかった旨を示す。

⁷⁴ 以下、j 号③欄において、○は j 号上の国内措置との均衡性要件を充足すると認められた旨、×は認められなかった旨を示す。

⁷⁵ 以下、柱書において、○は柱書上の「恣意的で不当な差別的適用」ないし「偽装された貿易制限的適用」に該当しない (正当化が認められる) 旨、×は該当する (正当化が認められない) 旨を示す。

事件番号	事件名 (判断主体)	審理段階	協定解釈 (上段: パネル、下段: 上級委員会) *注: ○×評価は便宜的なもの					
			違反措置	j 号① (政策目的) ⁷²	j 号② (不可欠性) ⁷³	j 号③ (シェア ア衡平性、供給 不足解消に伴う終 止) ⁷⁴	柱書 ⁷⁵	結論
	置 (パネル・上級委)	上級委		×	×	—	—	正当化されない
DS476	EU - エネルギー規制 (パネル)	パネル	GATT 第 1.1 条、第 3.4 条	×	—	—	—	正当化されない

②GATT 第 20 条柱書

(a) 機能、構造及び先例

形式的には GATT 第 20 条各号に該当する措置であっても、人の生命又は健康保護等の政策目的を隠れ蓑にした保護主義措置については、正当化を認めるべきでない。

このような正当化事由の濫用を防止する観点から、柱書には、正当化が認められない措置の適用方法として二つの類型が定められている。具体的には、①「同様の条件の下にある諸国の間において、恣意的又は正当と認められない差別待遇の手段となるような方法」(in a manner which would constitute a means of arbitrary or unjustifiable discrimination between countries where the same conditions prevail) と、②「国際貿易の偽装された制限となるような方法」(a disguised restriction on international trade) で適用された措置については、正当化を認めないと規定する。

柱書の機能について、先例は、国際法の一般原則である信義誠実原則 (good faith) を具体化したものであり、形式的に第 20 条各号を満たす措置

の濫用を禁じていると判示した。上級委員会は、「柱書の適用は、GATT 第 20 条を援用する加盟国の権利と、他の加盟国の GATT 上の権利の均衡線を引く (making out a line of equilibrium between…) という精巧な作業であり」⁷⁶、「この均衡線は、案件毎に事実関係が異なるので、変動しうるもの」と述べており⁷⁷、柱書の解釈の中で、加盟国間の規制権限と他の加盟国の貿易自由化の利益の調整が行われることになる。

なお、GATS 第 14 条柱書も、GATT 第 20 条柱書と類似の条項がある。

柱書に関する先例は、図表 II - 4-8 参照。図表 II - 4-8 が示すように、先例では、各号の要件を満たした場合に、柱書の要件を満たさず正当化が認められない傾向が強い。そのため、どのような内容が柱書の差別とされるのかの理解は、我が国の産業界が外国政府の貿易制限的措置に直面した際の参考になる (各号と柱書違反と履行方法の関係については、(2) ① (a) 参照)。

以下、柱書の具体的条文内容と過去の先例を整理する。

⁷⁶ 米国 - エビ事件 (DS58) 上級委員会報告書 paras. 158-159

⁷⁷ ブラジル - タイヤ事件 (DS332) 上級委員会報告書 para. 224

<図表 II-4-9>GATT 第 20 条柱書に関する先例

事件番号	事件名 (柱書の判断主体)	審理段階	協定解釈 (上段: パネル、下段: 上級委員会) *注: ○×評価は便宜的なもの				
			違反措置	20 条各号 ⁷⁸	柱書① (恣意的・不当な差別的適用) ⁷⁹	柱書② (偽装された貿易制限的適用) ⁸⁰	結論
DS2	米国ー ガソリン規制 (パネル・上級委)	パネル	GATT 第 3.4 条	× (g 号)	—	—	正当化されない
		上級委		○ (g 号)	×	×	正当化されない
DS58	米国ー エビ保護海ガメ法 (パネル・上級委)	パネル	GATT 第 11.1 条	—	×	—	正当化されない
		上級委		○ (g 号)	×	—	正当化されない
	パネル	○ (g 号)		○		正当化される	
	上級委	○ (g 号)		○	—	正当化される	
DS135	ECーアスベスト及びその製品に係る輸入禁止措置 (パネル・上級委)	パネル	GATT 第 3.4 条	○ (b 号)	○	○	正当化される
		上級委	違反措置なし	—	—	—	—
DS155	アルゼンチンー牛皮輸出及び加工済み皮革の輸入に係る措置 (パネル)	パネル	GATT 第 3.2 条	○ (d 号)	×	—	正当化されない

⁷⁸ 以下、20 条各号において、○は各号該当性が認められた旨、×は認められなかった旨を示す。

⁷⁹ 以下、柱書①において、○は柱書上の「恣意的で不当な差別的適用」に該当しない (正当化が認められる) 旨、×は該当する (正当化が認められない) 旨を示す。

⁸⁰ 以下、柱書において、○は柱書上の「偽装された貿易制限的適用」に該当しない (正当化が認められる) 旨、×は該当する (正当化が認められない) 旨を示す。

事件番号	事件名 (柱書の判断主体)	審理段階	協定解釈 (上段: パネル、下段: 上級委員会) *注: ○×評価は便宜的なもの				
			違反措置	20 条各号 ⁷⁸	柱書① (恣意的・不当な差別的適用) ⁷⁹	柱書② (偽装された貿易制限的適用) ⁸⁰	結論
DS246	EC-開発途上国に対する差別的関税 (パネル)	パネル	GATT 第1.1 条	× (b 号)	×	—	正当化されない
DS285	米国- 賭博サービスの越境移動に関する措置 (パネル・上級委)	パネル	GATS 第16 条	○ (14 条 a 号)	×	×	正当化されない
		上級委		○ (14 条 a、c 号)	×	×	正当化されない
DS332	ブラジル- 再生タイヤの輸入に関する措置 (パネル・上級委)	パネル	GATT 第11.1 条	○ (b 号)	×	×	正当化されない
		上級委		○ (b 号)	× ⁸¹	×	正当化されない
DS381	米国- マグロ、マグロ製品の輸入、売買及び販売に関する措置 (履行確認) (パネル・上級委)	パネル	GATT 第1.1 条 第3.4 条	○ (g 号)	(x) (的確性要件) ○ (y) (認証要件及びトラッキング要件) ×	—	(x) 正当化される (y) 正当化されない
		上級委		—	⁸²	—	正当化されない
	同事件第二次履行確認 (パネル・上級委)	パネル	○ (当事国間に争いなし)	○	—	—	正当化される
		上級委	—	○	—	—	正当化される

⁸¹ 上級委員会は、再生タイヤの輸入禁止措置については b 号の要件を満たすと判断し、同措置に付随する 2 つの措置 (①メルコスール仲裁判断による、メルコスール産再生タイヤに対する規制免除、及び②ブラジル裁判所による、輸入禁止法令の差止命令) に関してのみ、柱書の要件を満たさず正当化されないとした。

⁸² 上級委員会は、履行措置について、適格性要件、認証要件及びトラッキング要件の 3 要素に分断して分析するのではなく、一体的に分析すべきであったとしてパネル判断を覆し、かつ、パネルが前提となる事実 (関連各漁法の損害リスク) について認定していないため法的判断を完了できないとしたが、履行措置は少なくとも、決定規定 (所管機関が一定の条件を満たす旨決定する場合は、オブザーバーによる認証が義務づけられるとするもの) における条件づけについて、(追加的な事実認定がなくても) 恣意的な差別であることが認められるため、履行措置は GATT 第 20 条では正当化されないとした。

事件 番号	事件名 (柱書の判断主体)	審理 段階	協定解釈 (上段: パネル、下段: 上級委員会) *注: ○×評価は便宜的なもの				
			違反措置	20 条各号 <small>78</small>	柱書① (恣意的・不当な 差別的 適用) ⁷⁹	柱書② (偽装され た貿易制限 的適用) ⁸⁰	結論
DS400 DS401	EC-アザラシ製品 の販売禁止措置 83 (パネル・上級委)	パネル	GATT 第 1.1 条 第 3.4 条	○ (a 号)	×	—	正当化され ない
		上級委		○ (a 号)	×	—	正当化され ない
DS431 DS432 DS433	中国 - レアアース、 タングステン、モリブデンの 輸出規制措置 (パネル・上級委)	パネル	GATT 第 11.1 条	×	×	×	正当化され ない
		上級委		—	—	—	—
DS453	アルゼンチン-物 品・サービス貿易 に関する措置 (パネル・上級委)	パネル	GATS 第 2.1 条 第 16 条 第 17 条	○ (14 条 c 号)	×	—	正当化され ない
		上級委		○ (14 条 c 号)	— ⁸⁴	—	正当化され ない
DS461	コロンビア - 織 維、衣服、履き物 の輸入に関する措 置 (パネル・上級委)	パネル	GATT 第 2.1 (a) 及び (b) 条	×	×	×	正当化され ない
		上級委		×	—	—	正当化され ない
DS476	EU-エネルギー規 制 (パネル)	パネル	GATS14 条(a)	○(14 条a)	×	—	正当化され ない
DS477 DS478	インドネシア-園 芸作物、動物、動物 製品の輸入に關 する措置 (パネル)	パネル	GATT 第 11.1 条	×	×	—	正当化され ない

⁸³ 本件については欧州司法裁判所でも争われていたが、2013 年 4 月 25 日付の判決で、問題となっている措置が EU 法上合法であるとの判決が確定している。

⁸⁴ GATS 第 14 条柱書に関するパネル判断については、いずれの当事国も上級委員会では争わなかった。

事件番号	事件名 (柱書の判断主体)	審理段階	協定解釈 (上段: パネル、下段: 上級委員会) *注: ○×評価は便宜的なもの				
			違反措置	20 条各号 ⁷⁸	柱書① (恣意的・不当な差別的適用) ⁷⁹	柱書② (偽装された貿易制限的適用) ⁸⁰	結論
		上級委	GATT 第 11.1条	各号該当性判断を欠く一部措置につき、パネルの GATT 第 20 条結論部分は moot	—	—	moot 部分も GATT 第11.1 違反の結論は維持

出典: GATT/WTO 文書

(b) 同様の条件下にある国家間の恣意的又は正当と認められない差別

第一の類型は、同様の条件下にある国家間において、恣意的又は正当と認められない差別待遇の手段で適用される措置を禁止する。ここでいう差別とは、それ自身が GATT 第 3 条の内国民待遇違反になる措置ではない。この類型では、形式的には内国民待遇違反には該当しないが、恣意的又は正当と認められない差別となる措置を禁止している点には注意を要する⁸⁵。

過去の紛争解決手続上、第一の類型は多数の先例で争われてきたが、その解釈は、同様の条件の下にある諸国の間における差別が措置の目的と合理的関係 (rational connection to the objective) を有するか否かという観点から行われる。また、何をもって「同様の条件下にある国家間」とするかは事案ごとに異なり、画一的な基準はないが、①同様な条件下にある国に異なった適用を行うことだけでなく、②同様の条件下にない国に画一的に同様の適用を行うことを含むとされている。

<柱書 (第一の類型) における判断の具体事例>

以下、第一の類型に関する判断の具体事例を紹介する。

米国 - エビ事件 (DS58) では、エビの輸入の条件として、米国内と同等のウミガメ混獲回避プログラムの実施を要求した措置が争われた。上級委員会が第一の類型の差別に該当すると認定した根拠は、以下の4点である。すなわち、①米国が輸出国毎に異なる事情を考慮せず、画一的に米国の認証手続を申立国等に強制した点、②他のエビ輸出国との間ではウミガメ保護の交渉を行った一方で、申立国との間では交渉を行わなかった点、③申立国には他のエビ輸出国と比べて短い経過期間しか与えられなかった点、④米国からの技術移転について、申立国には他のエビ輸出国と比べて不十分な支援しか得られなかった点である⁸⁶。

EC - 特恵関税制度 (DS246) では、麻薬取引撲滅を目的としてパキスタン等に付与された特恵関税が争われたが、当該措置の目的に照らして、パキスタンとイランで異なった扱いをしていることの説明がつかず、柱書の差別に該当すると判断された⁸⁷。米国 - 越境賭博事件 (DS285) では、国内の賭博サービス業者に越境賭博サービスの提供を一部認めていたことが争われたが、差別の有無は原則とし

⁸⁵ 米国 - ガソリン事件 (DS2) 上級委員会報告書 P23

⁸⁶ 米国 - エビ事件 (DS56) 上級委員会報告書 paras. 161-176

⁸⁷ EC - 特恵関税制度 (DS246) パネル報告書 paras. 228-234

て法令の文言等から判断すべきであり、散発的な個別ケースの適用結果のみを根拠とすることはできないと判断された⁸⁸。

ブラジル - タイヤ事件 (DS332) 事件では、EU からの再生タイヤを禁止する一方で、メルコスール加盟国からの再生タイヤの輸入を禁止していなかったことが争われた。目的を考慮せずに差別の効果（貿易数量の減少や、ランダムかつ気まぐれ (capricious) な運用) のみに立脚した判断は、措置の目的との合理的関係があるとはいえないとして、上級委員会によって否定されている⁸⁹。

米国 - マグロ事件 (DS381) では、履行確認手続における上級委は、①適格性要件（イルカ囲い込み漁法は dolphin-safe ラベルに不適格）、②認証要件（dolphin-safe ラベルを付すためには独立したオブザーバーによる認証が必要）、③トラッキング要件（dolphin-safe ラベルを付すための条件を充足しているマグロはそうでないマグロから隔離されていたことが示される必要がある）という 3 つの側面を持つ履行措置に関して、本件における 20 条柱書上の「関係国間に存在する関連条件」(the relevant conditions prevailing between countries) はマグロ漁によってイルカの損害リスクが生じることであり、メキシコ産のマグロ及び米国又は第三国産のマグロは同一条件下にあると判断し、損害リスクの程度が異なる産品は同一条件下にあるといえないとする米国の主張を退けた。そのうえで、少なくとも、認証要件・トラッキング要件に関する決定規定（上記図表 II - 4-8 注記 2 参照）については、イルカの損害リスクが同程度に高い全ての状況においてオブザーバーの認証によってラベルを付すことを確保しておらず、その結果（メキシコ産マグロの漁獲源である）東部熱帯太平洋で実施される大型船巾着網漁法に対して課される認証要件・トラッキング要件とは異なる要件となっている点において、履行措置は、その設計 (design) 上イルカの損害防止という措置目的と両立し難く、恣意的で正当化できない差別に当たり、本件措置の適用は GATT 20

条に非整合であると判断した⁹⁰。

(c) 偽装された貿易制限

第二の類型である「偽装された貿易制限」については、第一の類型の「恣意的又は正当と認められない差別」と比べて、先例は限られている（図表 II - 4-9 参照）。

先例は、①恣意的又は正当と認められない差別と、②国際貿易の偽装された制限は、相携えて (side by side) 解釈されるべきと述べるにとどまり、偽装された貿易制限の具体的内容を明らかにしていない。また、同じ措置の適用が①②と重複して認定されることも多い（図表 II - 4-9 参照）。例えば、米国 - ガソリン事件 (DS2) では、国内産ガソリンについては製造者のコストを勘案して個別基準を適用したのに対し、輸入ガソリンには一律の基準を適用したことが、正当と認められない差別であり、かつ国際貿易の偽装された制限であると認定された⁹¹。

これらの判断は、第一の類型と同様、措置の内容それ自体から偽装された制限の有無が判断される⁹²（(ii) 参照。）。また、措置の適用による結果のみに立脚して判断してはならない⁹³。

③GATT 以外の措置の正当化の可否

(2) ①で述べたとおり、GATT 第 20 条は基本的には GATT のいずれかの条項の義務を免責するものであるが、GATT 以外の措置も正当化できるか否かという論点がある。

(a) 中国加盟議定書

中国の加盟議定書違反を構成する措置については、先例上、GATT 第 20 条の援用の可否が争われたケースが 3 件ある。

まず、中国 - オーディオビジュアル事件 (DS363) においては、中国が書籍や映画フィルムの貿易権を国有企業に限定し外国企業へ付与しない措置が争われた。中国は、仮に本措置が中国の加盟議定書第 5.1 条（貿

⁸⁸ 米国 - 越境賭博事件 (DS285) 上級委員会報告書 paras. 353-357

⁸⁹ ブラジル - タイヤ事件 (DS332) 上級委員会報告書 paras. 227-231

⁹⁰ 米国 - マグロ (DS381) 履行確認手続上級委報告書 paras. 7.359-7.360

⁹¹ 米国 - ガソリン事件 (DS2) 上級委員会報告書 P25

⁹² EC - アスベスト事件 (DS135) パネル報告書 para. 8.236

⁹³ ブラジル - タイヤ事件 (DS332) 上級委員会報告書 paras. 238-239

易権)に違反するとしても、GATT 第20条a号による正当化が認められるべきと主張した。上級委員会は、中国の加盟議定書第5.1条が、「WTO協定に適合した態様で貿易を規制することについての中国の権利を害することなく」、中国の権利を留保した点を根拠に⁹⁴、WTO協定に適合した態様」には、①そもそもWTO協定に適合的である措置に加え、②WTOの例外条項によって正当化される措置も含むと判断した⁹⁵。結論として、中国の加盟議定書第5.1条については、GATT第20条の援用が可能であることが確認された。

次に、中国-原材料事件(DS394、395、398)においては、中国が原材料9品目に関する輸出税が争われた。中国は、仮に本措置が中国の加盟議定書第11.3条(輸出税の禁止)に違反するとしても、GATT第20条g号による正当化が認められるべきと主張した。パネルは、中国の加盟議定書第11.3条は輸出税を一律に禁止しており、同第5.1条のような権利留保規定が読み込めないことを理由に、GATT第20条の援用はできないと判断した⁹⁶。同様の判断は、中国-レアアース等事件(DS431、432、433)のパネル報告書及び上級委員会報告書でも維持された。

(b) その他の協定 (SPS 協定、TBT 協定、補助金協定等)

上記(i)でみたように、先例上、中国加盟議定書

にGATT第20条が適用できるか否かの判断は、当該条文の具体的文言がGATT第20条の適用を予定したものであるか否かがメルクマールとなっている。これを一般化すると、GATT以外の協定にGATT第20条が適用されるか否かも、各協定の具体的文言がGATT第20条の適用を予定しているか否かが判断基準となると考えられる。

具体的には、TBT協定や補助金協定は、GATT第20条の適用を予定している文言を含まない等の協定の構造に鑑みると、各協定の違反を正当化するための積極的抗弁としてGATT第20条を援用できるとは考えにくい。もっとも、これらの協定は非貿易的関心事項に基づく措置を規律しており、それぞれの協定解釈の中で、政策目的を考慮した解釈が行われる余地がある(TBT協定第2.1条、2.2条等)。

④安全保障例外 (GATT 第21条・GATS 第14条の2)

(a) 機能及び条文構造

GATT第20条及びGATS第14条は様々な国内政策による措置を免責する措置であるが、安全保障目的の措置は、GATT第21条により正当化される。なお、GATS第14条の2にもGATT第20条類似の条項がある。

GATT第21条は、a号からc号から成り立っている(図表II-4-9参照)。

<図表 II-4-9>GATT 第21条の条文内容

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

- (a) 締約国に対し、発表すれば自国の安全保障上の重大な利益に反するとその締約国が認める情報の提供を要求すること。
- (b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置を執ることを妨げること。
 - (i) 核分裂性物質又はその生産原料である物質に関する措置
 - (ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行なわれるその他の貨物及び原料の取引に関する措置
 - (iii) 戦時その他の国際関係の緊急時に執る措置
- (c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従う措置を執ることを妨げること。

⁹⁴ 中国-オーディオビジュアル事件(DS363)上級委員会報告書 para. 218

⁹⁵ 中国-オーディオビジュアル事件(DS363)上級委員会報告書 para. 223

⁹⁶ 中国-原材料事件(DS394、395、398)パネル報告書 paras. 121-129、149-160

GATT 第 21 条は、GATT 第 20 条と異なる条文構造となっている。第一に、GATT 第 21 条では、条文上、加盟国自身が「自国の安全保障上の重大な利益」の有無を判断できるとされている。第二に、GATT 第 21 条には、GATT 第 20 条柱書のような濫用防止規定がなく、各加盟国に広範な裁量を与えている。

(b) 具体例

安全保障を目的とした輸入制限は、旧 GATT 時代より用いられている⁹⁷。

また、近時、ウクライナが、ロシア国内の通過運送に関する措置 (DS512) について、GATT 等の整合性につき 2016 年 9 月に協議要請を行った事案において、初めて実際に安全保障例外の該当性についてパネル判断が下された。同事案では、ロシアが GATT 21 条 (b) (iii) を援用し、2019 年 4 月 5 日に公表されたパネル報告書において、ロシアの措置について同規定による正当化が認められた。

このほか、WTO 成立後のトピックスには、例えば以下のものがある。

(i) 安全保障貿易管理

自国及び国際社会の平和と安全の維持を目的として、各国において武器や大量破壊兵器等への転用が懸念される貨物・技術に関する輸出制限が実施されている。

(ii) ヘルムズ・バートン法

米国のキューバに対する経済制裁であるヘルムズ・バートン法は、GATT 第 21 条に関し WTO の紛争解決手続に付託された最初の事例である（もともと、実際のパネル審理は行われることなく、1998 年にパネルは消滅した）（詳細は、2016 年版第 I 部第 3 章「米国」一方的措置・域外適用を参照）。

(iii) 紛争ダイヤモンドの輸出入規制

2003 年 2 月にウェーバー (WTO 設立協定第 9.3 条に基づき、加盟国間の同意を得て、加盟国に課せられる義務を免除する手続のこと。第 1 章 (2) ② (d) 参照) が合意された紛争ダイヤモンドの輸出入規制についても、GATT 第 21 条と密接な関係を有する。1998 年以降、アンゴラ内戦においてダイヤモンド原石の取引が反政府勢力の紛争資金源になっている状況が、紛争ダイヤモンド問題として国際社会の関心となり、2000 年及び 2001 年には、国連安保理が、アンゴラ (決議 1173 (1998)、決議 1295 (2000))、シエラレオネ (決議 1306 (2000)、決議 1343 (2001)) 及びリベリア (決議 1343 (2001)) に対し、経済制裁決議を採択した。

このような流れを受け、2002 年 5 月以降、ダイヤモンド原石の取引規制を検討する「キンバリー・プロセス」が開始され、結果、2002 年 11 月のスイス会合で、ダイヤモンド原石の国際取引に関する基本的な国際証明制度を定めた枠組文書が採択され、2003 年 1 月 1 日から同制度が開始された。

しかしながら、当該枠組に沿っていないダイヤモンド原石の輸入を制限する本制度は、WTO 協定整合性に疑義があったことから、2002 年 11 月に、日本はカナダ、シエラレオネと共同してキンバリー・プロセス非締約国へのダイヤモンドの輸出入を全面禁止する措置について、最恵国待遇 (GATT 第 1 条)、数量制限 (GATT 第 11 条、第 13 条) のウェーバー導入を提案し、2003 年 2 月にウェーバーが合意された。

本措置は、以下の観点から、GATT 第 21 条による正当化が困難なケースであり、ウェーバーによる解決がなされた案件だったように思われる。①GATT 第 21 条 b 号柱書については、遠隔地の局地的紛争に係る措置は、「自国の安全保障の重大な利益」に必要な措置といえないおそれがあり、②GATT 第 21 条 b 号 (ii) については、紛争ダイヤモンドが反政府勢力の資金源となっているかの立証が困難であるため、「軍事施設に供給するため…間接に行われる…取引」といえないおそれがあり、③GATT 第 21 条 c 号については、国連決議ではアンゴラ等の紛争ダイヤの輸

⁹⁷ 例えば、1977 年に国連安全保障理事会が南アフリカのアパルトヘイト政策等に対する非難決議とそれに伴う武器、弾薬、軍事車両や装備等の輸出を禁止する経済制裁が決議され (UN Res. 418)、各加盟国が南アフリカへの輸出禁止を行った事例が言及されている (GATT, Analytical Index: Guide to GATT Law and Practice, Updated 6th Edition (1995) (P. 605))。他方、1975 年にスウェーデンが導入した靴の輸入割当制度は整合性に疑義があると指摘のあったケースである。スウェーデンは、本措置は戦時その他の国際関係の緊急時に備え、基幹産業の国内生産能力維持を目的としたものであり、GATT 第 21 条の精神に沿ったものであると主張した。しかしながら、措置に対しては多くの GATT 加盟国から協定整合性の疑問が呈され、1977 年に本措置は撤廃された (L/4250、L/4250/Add. 1、L/4254)。

入禁止しか行っておらず、キンバリー・プロセス非締結国のダイヤモンドの輸出入全面禁止は「国連憲章の義務に従う措置」といえないおそれがあった。

以上のほか、関連するトピックとして、米国の1962年通商拡大法第232条（第I部第3章「一方的措置・域外適用」(2)を参照）、米国の再輸出管理制度（同(4)を参照）、中国の輸出管理法案（第I部第1章「輸出制限措置」(3)を参照）などがある。米国の232条措置については、2022年12月に公表された紛争解決パネル（DS544・552・556・564）では、安全保障例外で正当化されないと判断されている。その他、紛争解決パネルで争われた事例としては、サウジアラビアによる知財保護停止事件（DS567）や、米国による香港製品に対する原産地表示要求措置（DS597）もある。これら最近のパネル先例の詳細についてはコラム「安全保障例外～GATT21条の解釈をめぐる論点と最近のWTO先例」を参照。

（3）経済的視点及び意義

GATT 第20条及びGATT 第21条の正当化事由は、貿易自由化の利益と正当な国内政策の実施に伴う貿易制限を調整する役割を果たしている。

第II部各章に記載された貿易自由化の原則は、いずれも何らかの経済合理性を担保するためのものであるが、仮に、貿易自由化原則から逸脱した措置であっても、正当な国内政策の実現のための措置については、WTO協定違反が免責されるべきである。他方、正当化があまりに簡単に認められてしまうとすれば、加盟国の恣意的な措置を許容することになり、自由貿易体制が形骸化する懸念もある。加盟国間の利害を調整し、実効的な自由貿易体制を構築するという点に、本条の重要な意義が認められる。

2. 主要ケース

（1）米国－ガソリン規制に関する措置（DS2）

（第II部第2章2. 主要ケース（1）参照）

（2）米国－エビ事件（DS56）

（第II部第3章2. 主要ケース（2）参照）

（3）EC－アスベスト事件（DS135）

（第II部第2章2. 主要ケース（2）参照）

（4）米国－越境賭博事件（DS285）

（第II部第12章3. 主要ケース（3）参照）

（5）ドミニカ－紙巻タバコ事件（DS302）

ドミニカが輸入・国産双方の紙巻タバコに導入した、ドミニカ国内で税務当局検査官の監督の下、個別包装への印紙の貼付けを義務づける措置等が争点となった。

ドミニカに紙巻タバコを輸出していたジャマイカが、本件措置は一見国産品と輸入品に同一の義務を適用しているが、実際には輸入品のみ追加的なコストがかかっているとして、本件措置はGATT第3.4条に反する旨主張し、2003年10月に協議を要請した。

協議が不調に終わったため、DSBは2004年1月にパネル設置を決定し、パネルは同年11月、加盟国に最終報告書を送付した。

ドミニカはパネル審理において、本件措置がGATT3条4項に適合すること、及びGATT第20条d号による正当化が可能である旨主張した。パネルは本件措置が実質的には内外差別を構成するとしてGATT第3.4条違反を認定した上で、GATT第20条d号にいう「必要性」を満たさないことから、本件措置は同号により正当化されないとした。

パネルは「必要性」の判断に際し、ジャマイカが「外国の輸出者に対し税印紙を配布し、輸出前に外国での貼り付けを認める」というより貿易制限的でない代替措置を提案したが、ドミニカが当該措置では目的を達成できないことを立証できていない点を理由として挙げた。

その後ドミニカは上級委員会へ申し立てを行ったが、上級委員会は上記パネル判断を支持し、判断が確定した。

(6) ブラジル—再生タイヤ事件 (DS332)

(第II部第3章2. 主要ケース(3)参照)

(7) 中国—オーディオビジュアル事件 (DS363)

(第II部第12章3. 主要ケース(5)参照)

(8) コロンビア—入港規制事件 (DS366)

コロンビアには国際貿易に利用されている関税港が26箇所存在していたが、コロンビアは関税詐欺の防止のため、繊維、衣服、履物の輸入をこのうち11港に制限していた。更に、パナマ原産(又はそこから輸入された)の上記品目に関しては、ボゴタ空港又はバランキラ港のみで輸入が許可されていた。

ただし、パナマからコロンビア以外の国へ輸出される物品が、「積換(trans-shipment)」のため、コロンビアを経由する際には、上記の11港であれば、どこでも経由してよいとされていた。

パナマは本件措置がGATT第1条、5条、11条に反するとしてコロンビアに協議を要請し、協議が不調に終わったことから、2007年10月にパネルが設置

され、2009年4月にパネルの最終報告書が加盟国に送付された。

パネル審理において、コロンビアは本件措置が上記のGATT各条に違反しないこと、及びGATT第20条d号で正当化されることを主張した。パネルは本件措置のGATT各条の違反を認定した上で、GATT第20条d号にいう「必要性」を満たさないため、同号による正当化は認められなかった。

(9) 米国—マグロ及びマグロ製品の輸入、売買及び販売に関する措置 (DS381)

(第II部第11章2. 主要ケース(3)参照)

(10) 中国—原材料事件 (DS394、395、398)

(第II部第3章参考「輸出規制」4. 主要ケース(4)参照)

(11) EC—アザラシ製品の販売禁止措置 (DS400、401)

(第II部第11章「基準・認証制度」2. 主要ケース(6)参照)

(12) インド—太陽電池及び太陽電池モジュールに関する措置 (DS456)

本件は、インドが2010年1月に導入した太陽電池及び太陽電池モジュールに関するローカルコンテンツ要求措置について、米国が、GATT第3条4項及びTRIMs協定第2条1項違反を主張し、2014年4月に協議要請した事案である。2016年2月にパネル報告書が公表された。

パネルは、本件措置についてGATT第3条4項及びTRIMs協定第2条1項違反を認定した。また、インドが、本件措置は、インド太陽光発電事業者に継続的で入手可能な太陽電池等の供給を確保し、クリーン・エネルギーの供給安定性を達成するための措置であるとして、GATT第20条d号及びj号に基づく正当化を主張したところ、パネルは、まずj号

につき、「供給不足」とは、①供給源が国内であるか国外であるかを問わず、需要を満たす供給量が用意できない状態を指し（したがって、国内の生産能力が欠けているというだけでは該当しない）、また、②現時点で供給不足ではないが将来供給不足に陥るリスクがある場合でも該当するのは、当該リスクが切迫している（imminent）ときに限られる、と判示し、本件措置は j 号の「供給不足」目的に該当しないとした。また、d 号については、本件措置がインドが主張する各種法令上の法的義務の遵守を確保するための措置であるといえるような結びつきが認められないため、d 号上の「法令遵守を確保するための」という要件を充足しないとした。

さらに、d 号上の必要性要件及び j 号上の不可欠性要件について、前者を満たさない措置は後者を満たさないとし、また、前者に関する一般的な分析枠組みは後者にも適用されうると述べたうえで、本件措置が太陽電池等の継続的で入手可能な供給のアクセスを確保することを示せていないこと等から、必要性要件・不可欠性要件も充足されていない、と判示した。

2016年4月インドが上訴し、同年9月上級委報告書が公表された。

上級委員会は、まず、d号の「法令の遵守確保」要件について、以下の判断を示した。

- ・ 国際合意に起因する規則で、加盟国の国内的法的システムに取り込まれたものや、当該加盟国の法的システムにおいて直接的効果を持つものは、d号の「法令」に含まれる。
- ・ d号上の「法令」は「遵守の有無が問題となりうるもの」でなければならない。
- ・ 被申立国がd号上の「法令」を特定したといえるためには、以下の要素を含むすべての特徴を考慮する必要がある：①当該法的文書の規範性の程度、措置国の国内的法的システムにおいて行為規範として機能する程度、②関連する規律の特定性の程度、③規律が（たとえば裁判所が適用できる法律として）法的に執行可能か、④措置国の国内的法的システム上必要な権限を有する当局によって採用・認識されているか、⑤措置国の国内的法的システムにおける、当該規律を含む法的文書の形

式やタイトル、⑥当該規律に伴う懲罰・制裁。

- ・ 法令上の規律・義務・要件が具体的であるほど、なぜ協定不整合な措置が、d号上の意味で当該法令の「遵守を確保」できるかを立証しやすい。

また、上級委員会は、j号について、①GATT第20条d号上の「d号上の目的のために設計された措置か」及び「d号上の目的のために必要か」という両要素に関する分析枠組は、j号上の分析においても準用されうる、②「設計」要素として、措置が規制目的の達成をできない（incapable of）ことが確認できる場合は、必要性・不可欠性要件を検討する必要はない、③d号上の必要性要件における衡量プロセス（目的の重要度、目的貢献度、貿易制限程度、代替措置の検討を含むプロセス）はj号上の不可欠性要件の分析にも関連する、と判示した。また、本件措置について、結論としてd号及びj号該当性を否定したパネル判断を支持した。

（13）コロンビア — 繊維、衣服及び履物の輸入規制（DS461）

本件は、コロンビアが2013年1月に導入した繊維・衣類・履物に対する複合関税制度について、パナマが、譲許税率を上回っているとしてGATT第2条違反を主張し、同年6月に協議を要請した事案である。2015年11月にパネル報告書が公表された。

パネルは、本件措置についてGATT第2条不整合性を認め、また、コロンビアが、不法輸入（不法に低額な輸入）を利用したマネーロンダリングの防止を目的とする措置としてGATT第20条a号で正当化されると主張したところ、マネーロンダリング防止はコロンビアにおける公徳保護目的の政策に該当するものの、本件措置がマネーロンダリング防止のために設計された措置であるとは認められない、と判断した。

2016年6月上級委員会報告書が公表され、上級委員会は、混合税方式はマネーロンダリング防止に全く資さないわけではない（not incapable）として、措置と規制目的の関連性は認めしたが、措置の必要性（目的実現のために必要な措置であるか）を否定し、パネルの結論を維持した。

（なお、主にGATT第11条1項が争点となった

履行確認手続については、第 II 部第 3 章「数量制限」2. 主要ケース (5) 参照)

(14) ブラジルによる自動車に関するローカルコンテンツ要求 (工業製品税の条件付き減税 (国産品優先補助金)) (DS472、497)

事案や主要な判示内容に関しては、第 I 部第 11 章参照。

本件パネル手続において、ブラジルは、①デジタルテレビ用無線周波数信号送信機に関する国産品使用条件付き減税措置 (PATVD プログラム) について、デジタル・ディバイド (情報通信機器を使用できる者と使用できない者の間の格差) を是正する目的に必要な措置であるとして、GATT 第 20 条 a 号 (公徳) に基づく正当化を主張し、また、②自動車に関する国産品使用条件付き減税措置 (イノヴァール・アウトプログラム) について、自動車の安全性向上及び二酸化炭素排出削減並びに石油資源保全目的に必要な措置であるとして、第 20 条 b 号 (健康保護) 又は g 号 (天然資源保全) に基づく正当化を主張した。

パネルは、a 及び b 号の主張に関しては、各目的が各号上の目的に該当すること、各措置が目的と関連性を有することは認められたものの、措置の貢献度が示されておらず、貿易制限度は重要であり、代替措置 (物品に対する内外差別要素のない減税措置等) も存在しうることから、措置の必要性が認められないとし、正当化を認めなかった。また、g 号の主張に関しても、目的の g 号該当性は認められたが、措置の差別的側面と石油資源の保全目的との間に密接で真正な関係があるとはいえないので、関連性要件を満たさず、国内措置との均衡性も示されていないとして、正当化を認めなかった。

なお、本件は上訴されたが、上級委員会では GATT 第 20 条は争点とならなかった。

(15) インドネシア—園芸作物に対する輸入規制 (DS477、484) 及びインドネシア—鶏肉に対する輸入規制 (DS480)

DS477/478 パネルは、GATT 第 20 条 a、b、d 各号について判断し (同判断は上訴されず)、同上級委員は、各号該当性を経ずに柱書該当性を判断したパネル判示部分について無効 (moot) と宣言した。また、DS480 パネルは GATT 第 20 条 b、d 各号について判断した。(第 II 部第 3 章「数量制限」2. 主要ケース (7) 参照)

(16) EU—エネルギー産業に関する措置 (DS476)

2018 年 8 月公表のパネル報告書は、GATS 第 14 条 a 号 (公序の維持に必要な措置) 及び GATT 第 20 条 j 号 (供給不足の製品の獲得又は分配のために不可欠な措置) について判断。(詳細について、第 II 部 第 12 章 7. 主要ケース (7) : ⑥(b)3 ヌ国による第三国認証措置及び⑦ガス指令上の TEN-E 措置を参照)

(17) インドネシア—ニッケル鉱石輸出禁止措置 (DS592)

2022 年 12 月公表のパネル報告書は、ニッケル鉱石の輸出禁止措置及び国内加工要件 (すなわち未加工鉱石の輸出禁止) について、被申立国のインドネシアによる GATT 第 11 条 2 項 a 号及び第 20 条 d 号の主張を認めず、GATT 第 11 条 1 項違反を認定した。(詳細について、第 II 部第 3 章 (輸出規制) 4 主要ケース (6) 参照)



安全保障例外～GATT21条の解釈をめぐる論点と最近のWTO先例

WTO協定における安全保障例外（GATT21条等）については、既に2019年版・2020年版不公正貿易報告書のコラムにおいても論じているが、2022年に安全保障例外に関する紛争解決パネルの判断の公表が相次いだほか、各国の措置が安保例外により正当化されるか否かについて加盟国間の意見が対立する場面も増えている。本コラムは、安全保障例外をめぐるWTOにおける最近の議論の状況について整理し、紹介する。

1. 安全保障例外に関する論点の所在

安全保障例外の解釈を巡る論点は、大きく2点に分かれる。1点目は、WTOの紛争解決手続において、パネルが安全保障例外の規定を審査できるのか（パネルの審査権限）という点、2点目は、安全保障例外の条文がどのように解釈され、どのような措置がそこで正当化されるべきか（条文解釈）、という点である。

1点目については、最近の紛争解決パネルの判断は、審査権限を肯定する点で一致する。米国など一部加盟国は、安全保障のために必要な措置は加盟国の裁量が尊重されるとし、GATT21条（安全保障例外）は自己判断（self-judging）条項であるため、パネルは措置国が21条を援用したことを認定できるとどまり、それ以上審査する権限はないと主張しているが、この立場に同調するパネル判断は今のところ見られない。

その上で、2点目の条文解釈については、GATT21条(b)(ii)や(iii)に含まれる措置の範囲や、同(b)項柱書の「安全保障上の重大な利益（essential security interests）」の性質、対象措置の「必要」性の説明の要否・程度、等様々な争点に分かれる。下記で紹介する最近のパネル先例では、全て(iii)号の「戦時その他の国際関係の緊急時に執る措置」の該当性が問題となった。

「重大な利益」や「必要」性については、同条援用場面における措置国の裁量を尊重しつつ、条約解釈における信義則（good faith）（ウィーン条

約法条約26条・31条）を援用する形で、一定の説明を措置国に求めるパネルもある。

該当するパネル判断を以下で詳述する。

2. 安全保障例外に関するパネル先例

(1) ロシアによる通過運送事件 (DS512)

GATT21条の解釈についての初めてのパネル判断である。ウクライナは、2016年9月、ロシアの輸入制限措置（ウクライナからロシア国内を通過し、中央アジアに向けて運送される貨物についての輸入禁止・制限）につき、GATT5条（通過運送の制限）各項等への不整合を主張し、WTO協議を要請した。対するロシアは、同措置が「戦時その他の国際関係の緊急時に執る措置」（GATT21条(b)(iii)）に該当するとしつつ、同措置はパネル審査の対象外と主張した。パネル報告書は、2019年4月に公表された。

まず、①GATT21条に関するパネルの審査権限について、パネルはこれを肯定した。ロシアは、GATT21条(b)柱書を根拠に、安全保障上の重大な利益の保護のため必要と認める措置については、措置国の自己判断にゆだねられるとすると主張したが、パネルは、21条(b)柱書の自己判断文言（「認める（consider）」）に着目し、同文言より措置国は安全保障例外に該当する措置をとる裁量が認められているが、措置は、21条(b)項各号のいずれかに該当する必要があるとし、少なくとも、21条(b)(iii)は、客観的状況を規定し、その該当性について客観的判断が可能であるとした。

次に、②GATT21条(b)(iii)「国際関係の緊急時」とは、加盟国の防衛・軍事的利害に対して生じる不安定状況（武力紛争等）を指す、とした。そして、クリミア危機に端を発するロシア・ウクライナ間の国際情勢に照らし、本件措置について21条(b)(iii)該当性が認められると判断した。なお、21条(b)柱書が規定する「安全保障上の『重大な』利益」は、「安全保障上の利益」よりも狭義であるとし、具体的内容は特定の状況や措置国

の状況に依拠して変動しようとしている。そして、同条柱書に規定する「安全保障上の重大な利益」が何かや、その関連での対象措置の必要性については、自己判断文言（「認める（consider）」）がかかると示唆しつつも、ウィーン条約法条約に基づき、措置国による裁量は誠実義務に服すると判断した。このため、21条に基づく措置国の判断は、「誠実（in good faith）」になされているか、パネルの判断に服することが示された。

本件は、両当事国が上訴せず、DSBにて採択されている。

（2） サウジアラビアによる知財保護停止事件（DS567）

いわゆるカタール危機（カタールがハマスやイランに対し融和的であるとして周辺アラブ諸国が反発し、一部は国交断絶まで発展した事件）を背景に、カタールの放送企業の知的財産権がサウジアラビア国内で公然と侵害（海賊放送の実施）され、かつ、当該カタール企業によるサウジアラビア国内での司法救済へのアクセスも妨害（民事訴訟の拒絶、刑事罰の不適用等）された。カタールは、2018年10月、これらの問題について、TRIPS協定への不整合を主張しWTO協議を要請。サウジアラビアは、TRIPS協定73条(b)(iii)の安全保障例外の援用を主張した。パネル報告書は2020年7月に公表された。

まず、①パネルの審査権限につき、パネルはこれを肯定した。サウジアラビアは、本件が「政治的、地政学的、重大な安全保障上の紛争」であり、「問題の満足すべき解決」（DSU3.4条）が望めない等として、パネルは審査を控えるべきと主張していた。しかし、パネルは、本件で解決を図るべき問題とはパネル付託事項に付された問題であって、それ以上当時国間の広範囲な紛争について判示することが求められているわけではないとして、審査権限を肯定した。

次に、②安全保障例外の要件該当性について、まず、73条(b)柱書にいう「重大な利益」と対象措置の関係性に関し、対象措置が「安全保障上の重大な利益」の保護のためであることが信じがた

い（implausible）とまではいえないかどうかを見て判断するとした。そして、カタール企業の民事司法手続へのアクセス（サウジ弁護士の起用等）の妨害については保護のためであるとは信じがたいとまではいえないが、海賊放送への刑事罰の不適用については「国際関係の緊急時」とかけ離れ、正当化は認められない、とした。本件ではTRIPS協定73条(b)(iii)の要件該当性が争点となること、及び、同争点の検討において、GATT21条(b)(iii)の解釈に関する上記DS512パネル判断に従うことについて、両当事国間に争いがなかった。その上で、パネルは、カタール危機における外交・領事・経済関係の断絶は73条(b)(iii)の「戦時その他の国際関係の緊急時」に該当するとし、同73条(b)柱書の「安全保障上の重大な利益」についても、サウジアラビアが主張するテロリズム及び原理主義の危険からの自衛は、これに該当するとした。しかし、同「重大な利益」との関連での対象措置の「必要」性に関し、カタール企業の民事司法手続へのアクセス（サウジ弁護士の起用等）の妨害については必要性が信じがたいとまではいえないが、海賊放送への刑事罰の不適用については「国際関係の緊急時」とかけ離れ、必要性は認められない、とした。

サウジアラビアは、本判断を不服として上訴した（2020年7月）が、その後上訴手続の停止を経て、両当事国の合意により本紛争は終了し、パネル報告書は採択されなかった。

（3） 米国 232 条措置（DS544・552・556・564）

米国の鉄鋼・アルミ製品の輸入に対する232条措置（2018年3月追加関税賦課開始）に対し、9カ国がWTO協議を要請した。うち4件（提訴国は中国、ノルウェー、スイス、トルコ）について、2022年12月にパネル報告書が公表された。なお、4件ともパネリストは同一で、審理スケジュールも似通っており、結論もほぼ同一であるが、審理対象や認定事実には若干の差がある。

まず、①パネルの審査権限につき、米国は、21条(b)柱書の“consider”文言が同項(i)、(ii)、(iii)のサブパラグラフも含めた21条(b)項全体に

かかるとし、21条(b)の要件に該当すると措置国が「認めるconsider」ことのみで要件を充足するため、パネルに審査権限はない、と主張していた。これに対し、パネルは、該当条項の文法構造を分析し、“consider”文言は安全保障上の重大な利益の保護のために必要な措置についての裁量を表現し、かかる裁量権を行使できる場面を限定したものが各サブパラグラフであるとし、各サブパラグラフ該当性はパネルの客観的審査に服する、とした。

次に、②安全保障例外の要件該当性について、米国は21条(b)が自己判断にゆだねられるとの立場から、当初、特定のサブパラグラフへの該当性の説明をしなかった（ただし、後に(b)(iii)を採用。）。これに対しパネルは、232条措置発動時の国内文書等の証拠に基づき、(b)(iii)の「国際関係の緊急時」に依拠したと認定した。そして、「国際関係の緊急時」とは、深刻さ・重大さにおいて戦争に匹敵するような事態でなければならぬところ、米国が措置発動時に認定した鉄鋼・アルミの世界的過剰供給や国内産業への悪影響についてはそれに該当せず、21条(b)(iii)での正当化はできないとした。

米国は、いずれのパネル報告書に対しても上訴した¹。

(4) 米国－香港製品に対する原産地表示 (DS597)

米国は香港返還後も香港製品には「Hong Kong」産との原産地表示を認めていたが、2020年7月の大統領令で香港が「中国と異なる扱いを正当化するほど十分に自律していない」と認定し、かかる取扱いを停止、「China」産表示を義務づけた。これに対し香港が2020年10月、GATT9条1項等への違反を主張し、WTO協議を要請した。パネル報告書は2022年12月に公表された。

まず、①パネルの審査権限については、米国は従来同様、21条(b)柱書の“consider”文言が(i)、(ii)、(iii)のサブパラグラフを含めた同項全体にかかるとの解釈を根拠に、同項が自己判断条項であってパネルに審査権限はない、と主張した。しかし、パネルは、“consider”文言に基づき措置国の裁量があるが“consider”はサブパラグラフにはかからないから、サブパラグラフ該当性はパネルの客観的審査に服する、と判示した。

次に、②該当条項の解釈につき、米国は当初依然21条の特定のサブパラグラフ該当性の主張をしなかったが、審理中21条(b)(iii)が「最も自然に関連する」と主張した。かかる状況で、パネルは、同条項の「国際関係の緊急時」とは「国家間又は国際関係主体間における最大限に深刻な事態で、事実上の破綻やそれに近い状況」のことで解釈したが、防衛・軍事上の利害に限る必要はなく、事案ごとに検討すべきとしている。そして、本件措置がとられた香港の状況については、一部、輸出規制や難民申請等の国際関係への影響は生じているが、国際関係の破綻に近い状態とは言えないとした。よって、本件で21条(b)(iii)の該当性は認められない。

3. 今後の展開と留意点

上記の通り、各国の措置が安保例外により正当化されるかについて加盟国間の意見が対立する場面は増加している。昨今、安全保障の対象範囲が経済・技術分野に急速に拡大していることにも注目する必要がある。措置の性質によっては、措置国の裁量を尊重する必要性も首肯できる反面、同例外の濫用を抑止する観点も重要である。この点、今後の加盟国間の議論や、関連する紛争事例におけるパネル判断を注視する必要がある

¹ 232条措置については、他にもパネル手続が継続中のものがあり (DS547 (申立国: インド)、DS554 (申立国: ロシア))、パネル判断の公表時期は未定。